

第 1 章

都市計画マスタープランとは

第 1 節 計画改定の背景・目的・役割	1
第 2 節 計画の範囲と期間.....	2
第 3 節 計画の位置付け	3
第 4 節 計画改定の流れ.....	4
第 5 節 上位・関連計画	5

第1章 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたり、市が定める都市づくりの指針です。

本マスタープランは、社会・経済情勢や市民の生活様式の変化に合わせた健全で魅力ある都市の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって、次代の新しいまちづくりを推進するための、土地利用、都市施設の整備方針などを定めるものです。なお、都市計画法に基づく「都市計画」を決定する際には、本マスタープランに即したものとしなければなりません。

第1節 計画改定の背景・目的・役割

1. 計画改定の背景

本市では、平成17年11月に「宮津市都市計画マスタープラン」を策定し、その目標年度を平成32年度（2020）として設定していました。そのため、令和3年度以降は新たな都市計画マスタープランを策定する必要があります。

また、市町村が定める都市計画マスタープランについては、都市計画法第18条の2に「当該都市計画区域マスタープラン及び市町村基本構想（総合計画）に即す」とされていますが、現在、総合計画についても見直しているところであり、見直し状況を踏まえた改定としていきます。

2. 計画改定の目的・役割

都市計画マスタープランには、以下のような目的と役割が求められます。

《目 的》



《役 割》

将来の目標となる具体的な都市像を示す	具体的な都市像を実現するための都市計画施策を明確にし、個別の都市計画の調整を図る
個別の都市計画の決定・変更の指針とする	まちづくりに関わる市民と行政の適切な役割分担のもとに、市民と行政が協働で進める方向を示す

第2節 計画の範囲と期間

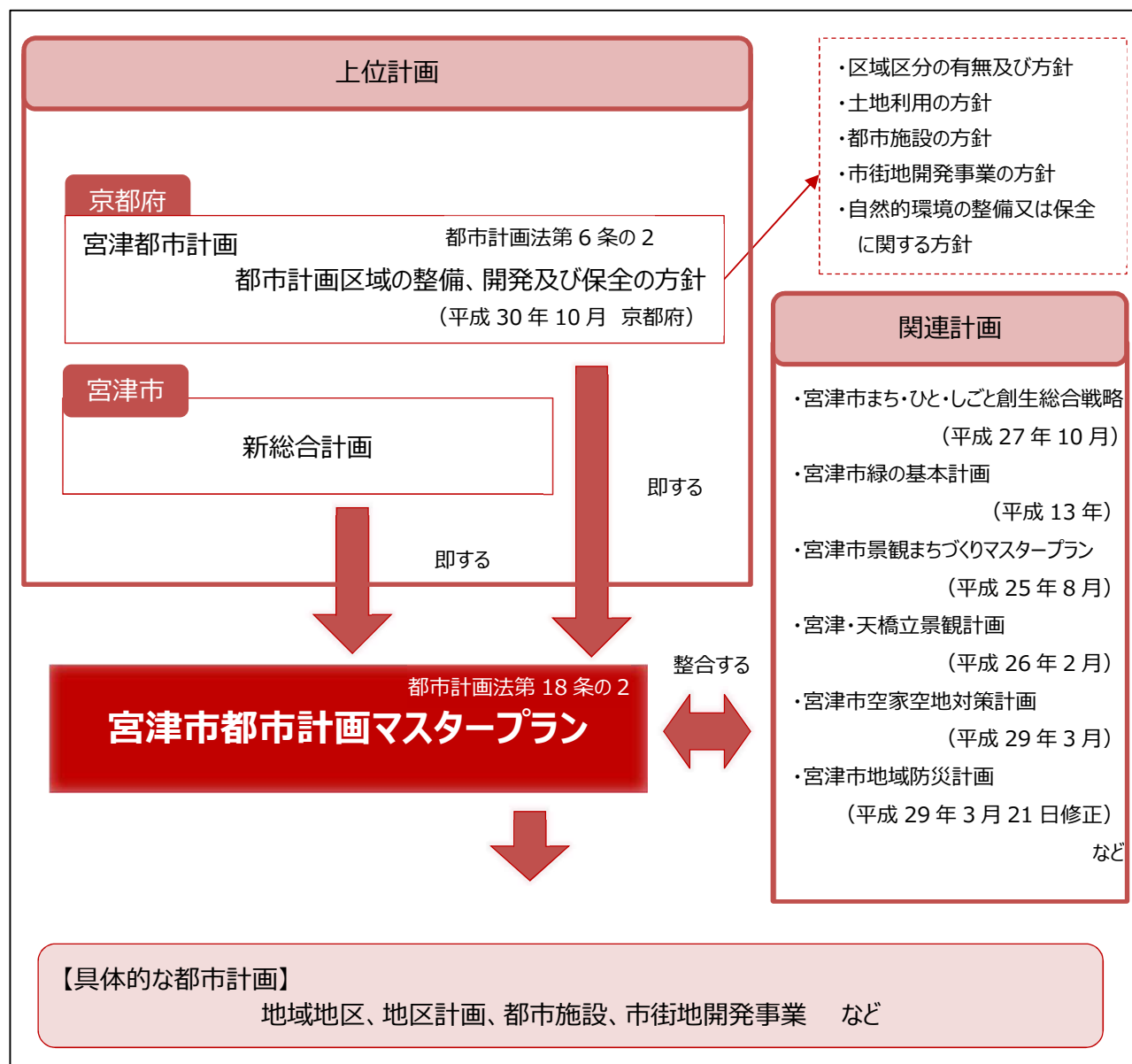
本マスタープランは、宮津都市計画区域のうち、宮津市域を対象とします。

本マスタープランの目標年度は、令和3年度（2021）を基準年度とし、「宮津市新総合計画」の計画期間である令和12年度（2030）までの10年間を目標年度とします。

ただし、社会状況の変化などに応じて、適宜、見直しを行うこととします。

第3節 計画の位置付け

本マスタープランは、新総合計画を上位計画とし、都市計画分野における方向性を明らかにするものです。



第4節 計画改定の流れ

本マスタープランは、現行の宮津市都市計画マスタープランを元に策定委員会における検討を経て策定を進めました。

第1回 令和2年7月10日

第2回 令和2年9月18日

第3回 令和2年10月 日

第4回 令和2年11月 日

第5回 令和3年1月 日

第6回 令和3年3月 日

パブリックコメント 令和3年 月 日

都市計画審議会 令和3年 月 日

第5節 上位・関連計画

1. 上位計画の整理

都市計画マスタープランの見直しにあたり、上位計画の整理を行います。宮津市の最上位計画としては、「みやづビジョン 2011」がありますが、計画期間が平成 32（2020）年度までとなっていることから、「新総合計画」を基本とした目標や基本方針等を考える必要があります。

また、都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき京都府が作成した都市計画区域マスタープラン「宮津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 平成 30 年 10 月 京都府」があります。

(1) 新総合計画（令和 3 年 月 宮津市）

計画期間	令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間
目指す 地域の姿	
基本施策	
重点戦略	

適宜追記

(2) 宮津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(平成 30 年 10 月 京都府)

都市づくりの 基本理念	①広域的な交流と連帯を推進する都市づくり ②地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり ③子育て世代、高齢者等だれもが安心して健やかに暮らすことができる都市づくり ④都市基盤等既存ストックを活用した効率的な都市づくり ⑤中心市街地の賑わいと広域交流の拠点となる都市づくり ⑥広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり ⑦災害に強しなやかで安全な都市づくり ⑧ICT 等科学技術を活用し、資源、エネルギーの効率的な利用により、環境への負荷の少ないスマートな都市づくり ⑨住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり ⑩自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい海辺景観のある都市づくり ⑪天橋立をはじめとする自然や歴史文化、農産物、海産物、まちなみなどのすべての地域資源を活かした魅力あふれる観光地を実現する都市づくり
区域の将来像	◆広域交通網を活かした活力基盤のある都市 ➤ 広域交通網の整備効果を活かした交流・連携を推進する基盤整備や産業基盤の形成を計画的に進め、活力ある都市を目指す。 ◆自然環境とふれあいができる都市 ➤ 京阪神都市圏や周辺地域との交流・連携の強化を推進し、自然環境と共生し、良好な生活環境のある都市を目指す。 ◆地域資源を活かした魅力と賑わいの中心市街地 ➤ 広域交流拠点としてふさわしい魅力ある景観形成を図りながら、豊かな観光資源、伝統産業や城下町・港町としての歴史的な文化資源などの地域資源を活かした都市機能の再生・整備を推進し、個性的で魅力や賑わいある中心市街地の形成を目指す。
主要用途の 配置の方針	①業務地 宮津駅から国道 176 号にかけての業務・商業施設の集積地区、岩滝口駅前に展開する市街地及び岩滝地区に一般業務施設の集積を図る。 ②商業地 本町、魚屋、新浜、岩滝地区などの既存市街地及びウォーターフロントエリアを主要な商業地として広域商業機能の充実を図る。 また、天橋立駅周辺の文珠地区、府中地区において、観光地にふさわしい商業地として集積を図るとともに、宮津港においては新たな観光交流機能の展開を検討する。 ③工業地 宮津港背後の漁師地区、波路地区の海岸部及び既存の工業・流通業集積地区に工業地の配置を図る。また、須津工業用地周辺地区及び栗田脇地区に工業地を配置し、活力のある生産活動の推進力として発展を図る。なお、工業地は、公害の防止、環境負荷の低減及び生産環境の保全に努めつつ配置を図る。 ④住宅地 宮津地区南部から上宮津地区にかけては、良好な住環境を有する住宅地の配置を図る。また、江尻地区から岩滝地区方面にかけての国道沿いの既存集落と、海岸部の観光施設が立地する地区を住宅地とし、日置地区北側の既存別荘地と海岸部の保養所等が立地する地区は、良好な自然環境の保全に努め、多自然居住の交流施設等の誘導地区としての配置を図る。

2. 関連計画の整理

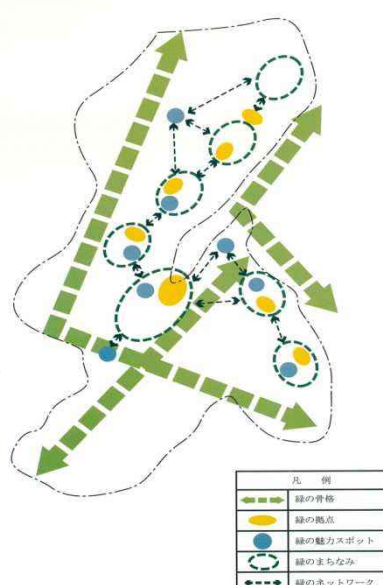
都市計画マスタープランの見直しにあたり、関連計画との整合を図る必要があります。

(1) 新総合戦略（令和3年 月 宮津市）

総合戦略の期間	<u>令和3年度から令和7年度までの5年間</u>
基本目標	
5つの政策パッケージ	

適宜追加

(2) 宮津市 緑の基本計画 (平成12年3月 宮津市)

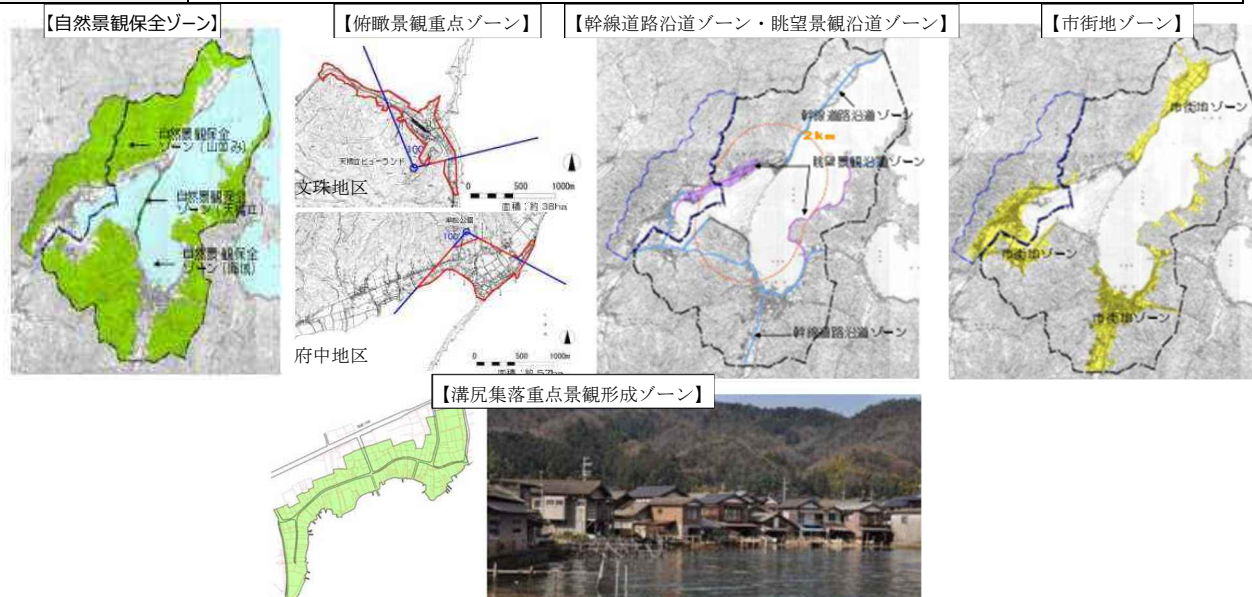
計画期間	現況年を平成12年とし、目標年次を平成32年とする。
緑の将来像	「緑の将来像」をいかのうように掲げ、緑のまちづくりを進めていく。 ○自然の基盤となり市の輪郭をつくる山地・海岸・川辺の三つの緑地帯を“緑の骨格”として維持する ○地域における核としての緑を“緑の拠点”として確保する ○宮津らしさを表す郷土のゆかりの場所、木立・大樹や小さな緑地を“緑の魅力スポット”として整備する ○これらを結んで市域をめぐる道路や昔からの道すじ、散策道を“緑のネットワーク”として整える ○市街地の緑化や身近な緑の保全を進めて“緑のまちなみ”を形成する 
施策の体系	『緑をまもる』 ・自然公園等の保全と活用⇒若狭湾国定公園の保全と利用 ・農地の保全⇒農用地等の維持と保全 ・保安林等の保全⇒保安林の保全、森林の保全と活用 ・水辺地の保全と活用⇒河川、海岸の維持 ・その他の法・条例による緑の保全⇒都市計画法等による保全の検討 『緑をつくる』 ・都市公園等の整備⇒中核となる公園の配置・整備、身近な公園の整備、都市公園以外の緑地・広場の確保 ・公共施設緑地の整備⇒自転車歩行者道・散策道等の整備、公共施設の付属緑地の確保、道路、河川、海岸沿いの緑地の確保 『緑をひろげる』 ・民有地等の緑化推進⇒民間・住宅団地の緑地確保、地区計画・緑地協定による緑化の推進 開発行為による緑地の展開 ・緑化推進の普及・啓発⇒緑のイベントの開催、緑の情報提供、貴重な樹木の保全、樹名板の設置 ・緑をひろげる体制づくり⇒市民の緑化運動の展開、公園管理協力団体の育成と支援、森林ボランティアの育成
緑化重点地区	(1) 宮津中西部商業地及び周辺ゾーン 基本方針：「うるおい・いにしえ・にぎわいの風景（ランドスケープ）」 施策の方向：海岸部の面的な緑化、幹線道路や大手川の緑化 等 (2) 宮津駅周辺ゾーン 基本方針：「緑でもてなす宮津の玄関（エントランス）」 施策の方向：シンボルツリーの植栽、駅前広場から扇状に広がる緑の軸の形成 等 (3) 天橋立駅周辺ゾーン 基本方針：「天橋立や誘うみどりの序章（プロローグ）」 施策の方向：駅前に草花の植栽、街路樹を整備、新たなレクリエーション拠点を整備 等

(3) 宮津市景観まちづくりマスタープラン (平成25年8月 宮津市)

景観まちづくりの目標	「住んでみたい、訪れてみたい 天の架け橋・みやづ」 1. 宮津が誇る美しさづくり ➤ 対外的な PR と市民意識の向上を目的とした取組を進めます。 2. 経済が循環する持続可能なまちづくり ➤ 自然環境の保全、歴史的・伝統的まちなみの景観保全、市街地・集落景観の誘導、道路の沿道景観の形成を進め、観光を基軸とした産業振興につなげます。 ➤ 宮津が誇る歴史文化や海（海際）を活用することで、まちなか観光を創出し、観光客の増大、滞在時間の拡大を目指します。 3. 地域特性を踏まえた住環境の維持・保全 ➤ 「住み心地がよい・いつまでも住み続けたい」と思う住まい・まちづくりを目的とした景観まちづくりを目指します。
基本方針	目指す地域の姿を実ための3つの基本施策 1. 宮津が誇る美しい景観を守り育む ➤ 天橋立及び周辺地域の自然景観を保全します。 ➤ 市域の外周部や湾を取り巻く山稜の自然やその裾野に広がる田園、自然海岸を保全します。 ➤ 市域に散在する特徴的な農山漁村集落景観を保全します。 ➤ 伝統的な町家・まちなみを保全します。 2. 地域に根ざした景観資源に磨きをかける ➤ 特徴あるまちの景観に、さらに磨きをかけ、地域特性を活かした景観まちづくりを進めます。 ➤ 都市化の進行により失われつつある景観資源を現代に再生する取組みや、新たな魅力を創造し、観光振興や商業振興など地域活性化につなげます。 ➤ 地域に根ざした景観を活かし、「住みごちがよい・いつまでも住み続けたい」住まい・まちづくりを進めます。 3. 住民と事業者、行政の協働により進める ➤ 住民、事業者、行政などの多様な主体が景観まちづくりの目標像を共有し、愛着や誇りを感じることができる取り組みを協働で進めます
地域別景観まちづくりの方向性	【宮津地区】港町・城下町の風情を活かした景観まちづくり (例) 水辺空間の魅力アップ 等 【上宮津地区】豊かな里山の自然を活かした景観まちづくり (例) 宮津の南の玄関口にふさわしい景観誘導 等 【文珠・須津地区】天橋立周辺の自然と歴史・文化を活かした景観まちづくり (例) 快適賑わい街路空間の形成 等 【府中地区】「新・雪舟まち物語」歴史と自然と人が活きる景観まちづくり (例) 再生松活用ポケットパークづくり 等 【日置・世屋・養老・日ヶ谷地区】森業・山業・海業の魅力に磨きをかける景観まちづくり (例) 農山漁村景観の保全 等 【栗田・由良地区】海辺の魅力に磨きをかける景観まちづくり (例) 周辺の自然景観と調和する景観の形成 等
重点戦略	1. 宮津市景観条例の制定と天橋立周辺地域景観計画の円滑な運用 2. 文化的景観の調査と保存・修景の推進 3. 地域団体・市民等が行うまちなみ修景事業等に対する支援と普及啓発 4. 施設整備による良好な公共空間の創造・再生 5. 屋外広告物の適正な規制・誘導

(4) 宮津・天橋立景観計画 (平成26年2月 宮津市)

景観形成にあたっての基本方針	①天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観の保全 ➤ 天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、天橋立を中核とした大景域の景観保全を図ります。 ➤ 天橋立と一体的に眺望される象徴的な俯瞰景観は、地域住民や来訪者から親しまれていることや天橋立との歴史的なつながりなどから、俯瞰される眺望景観の保全を図ります ②地域に根ざした景観資源の保全と、それを活かした良好な地域景観形成 ➤ 府中・文珠・宮津地区は、古代より丹後国の政治・経済・文化の中心であり、地域の歴史に根ざした文化財が豊富で、歴史的なまち並みも多く遺存しています。これらの地域に根ざした景観資源は「宮津天橋立の文化的景観」の構成要素であり、その適切な保全を図ります。 ➤ 一方、上記の景観資源の積極的な保全や活用を通じて、街区・地域レベルでの景観形成を行おうとする地域、またその必要が顕著と認められる地域については、重点景観形成ゾーンの設定を行い、アイレベルでの良好な地域景観の形成を図ります。																																	
各ゾーン別の景観形成方針	<table><tr><th colspan="2">ゾーニング</th><th>対象地域</th><th>対象となる要素と景観形成の基本方針</th></tr><tr><td rowspan="3">保全ゾーン 自然景観</td><td>天橋立</td><td>天橋立公園</td><td>・眺望景観の象徴的存在として保全</td></tr><tr><td>海域</td><td>阿蘇海、宮津湾</td><td>・天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全</td></tr><tr><td>山並み</td><td>周囲の山林丘陵地</td><td>・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全</td></tr><tr><td colspan="2">俯瞰景観重点ゾーン</td><td>文珠地区、府中地区</td><td>・主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導</td></tr><tr><td colspan="2">幹線道路沿道ゾーン</td><td>国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線の沿道</td><td>・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導</td></tr><tr><td colspan="2">眺望景観沿道ゾーン</td><td>国道178号、府道宮津養父線・栗田半島線の一部区間及び沿岸域</td><td>・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導</td></tr><tr><td colspan="2">市街地ゾーン</td><td>市街地や田園等、他のゾーンを除く区域</td><td>・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導</td></tr></table> <table><tr><td>溝尻集落重点景観形成ゾーン</td><td>府中地区のうち「溝尻集落」</td><td>・国選定「宮津天橋立の文化的景観」において、「重要な構成要素」として特定された地域であり、その本質的価値を損なわないように、適切な景観保全・形成を誘導</td></tr></table>	ゾーニング		対象地域	対象となる要素と景観形成の基本方針	保全ゾーン 自然景観	天橋立	天橋立公園	・眺望景観の象徴的存在として保全	海域	阿蘇海、宮津湾	・天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全	山並み	周囲の山林丘陵地	・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全	俯瞰景観重点ゾーン		文珠地区、府中地区	・主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導	幹線道路沿道ゾーン		国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線の沿道	・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導	眺望景観沿道ゾーン		国道178号、府道宮津養父線・栗田半島線の一部区間及び沿岸域	・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導	市街地ゾーン		市街地や田園等、他のゾーンを除く区域	・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導	溝尻集落重点景観形成ゾーン	府中地区のうち「溝尻集落」	・国選定「宮津天橋立の文化的景観」において、「重要な構成要素」として特定された地域であり、その本質的価値を損なわないように、適切な景観保全・形成を誘導
ゾーニング		対象地域	対象となる要素と景観形成の基本方針																															
保全ゾーン 自然景観	天橋立	天橋立公園	・眺望景観の象徴的存在として保全																															
	海域	阿蘇海、宮津湾	・天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全																															
	山並み	周囲の山林丘陵地	・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全																															
俯瞰景観重点ゾーン		文珠地区、府中地区	・主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導																															
幹線道路沿道ゾーン		国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線の沿道	・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導																															
眺望景観沿道ゾーン		国道178号、府道宮津養父線・栗田半島線の一部区間及び沿岸域	・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導																															
市街地ゾーン		市街地や田園等、他のゾーンを除く区域	・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導																															
溝尻集落重点景観形成ゾーン	府中地区のうち「溝尻集落」	・国選定「宮津天橋立の文化的景観」において、「重要な構成要素」として特定された地域であり、その本質的価値を損なわないように、適切な景観保全・形成を誘導																																



(5) 宮津市空家空地対策計画（平成 29 年 3 月 宮津市）

計画の期間	平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間
基本方針	本市では、人口減少が進行し、空家等及び空地が今後も増加すると想定される中で、それに伴い、防災や防犯等、空家等及び空地に直接起因する問題にとどまらず、地域活動の衰退や市全体の活力低下も懸念されています。こうした点も踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。 基本方針：「地域とともに空家をなくす」
施策と目標	柱 1 【予防の推進】 【施策の目標】 ○空家にしない ○空家を放っておかない 【数値目標】 所有者不明の空家等 ゼロ を目指す 柱 2 【利活用の促進】 【施策の目標】 ○空家に住もう ○空家で起業しよう ○空家を地域で活かそう 【数値目標】 空家等及び跡地の活用数 5 年間で 150 件 を目指す 柱 3 【安全・安心の確保】 【施策の目標】 ○安全・安心な住環境を確保しよう 【数値目標】 管理不全な空家等及び空地相談解決率 100% を目指す
施策展開	【予防の推進】「空家にしない・空家を放っておかない」 ⇒1. 空家等及び空地の所有者等責任の明確化、2. 空家等及び空地の発生予防に向けた意識の醸成と啓発、3. 既存住宅の良質化と長寿命化、4. 住まいの終活を考える、5. 地域及び事業者等と連携した空家化及び空地化の早期発見、6. 事業者等による空家管理サービスの普及、7. 空家等の維持管理 【利活用の促進】「空家に住もう・空家で起業しよう・空家を地域で活かそう」 ⇒1. みやづ I ターンサポートセンターの機能強化、2. 移住・定住等に対する空家等の利活用への支援、3. 移住・定住お試し住宅の確保、4. 空家等利活用お試し店舗の確保、5. 地域コミュニティでの有効活用の促進、6. 農山漁村の新たな地域づくりの担い手となる移住・定住者等の確保、7. 空家及び跡地利用、流動化への支援 【安全・安心の確保】「安全・安心な住環境を確保しよう」 ⇒1. 空家等及び空地の管理不全対策、2. 特定空家等及び特定空地に対する措置

(6) 宮津市地域防災計画（風水・地震・津波等）（平成 29 年 3

月 21 日修正 宮津市防災会議）

計画の理念	(1) いつでもどこでも起こりうる災害に対して、「自助」「共助」「公助」の考え方の下に、それぞれが担う役割を発揮するような「災害に強いまちづくり」を推進する。 (2) 災害の発生するおそれのあるときや発生したときに、迅速かつ的確な対応ができるように、防災施設・設備整備（ハード）と早期避難対応等（ソフト）の両面からの防災対策を推進する。 (3) 防災対策への意識や知識を普及及び啓発を図ることによって、安心を育む街づくりを推進する。 (4) 災害発生時には、「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えと行動が防災対策の基本となることを広く啓発し、市民自身や自主防災組織等市民相互間の自主的な防災活動の支援に努める。
基本方針	(1) 災害に強いまちづくり ⇒災害を発生させない機能 災害を拡大させない機能安心 安全を維持確保する機能 (2) 災害に強いひとづくり ⇒災害についての深い知識と智恵を備え、災害から自分自身を守ることができる 災害の発生するおそれのあるときや発生した時に家族・隣人等の安全を配慮する 災害時に率先して防災活動に協力・従事する 防災担当従事者としての自覚を持ち、状況に応じて適切な防災活動を行う (3) 災害に強い仕組みづくり ⇒防災関係機関が相互に連携協力することが必要不可欠なことから、信頼関係を構築し各々の役割を明確にしながら防災体制を確立する 的確な情報に基づき防災機関が相互に緊密な情報の共有を図りながら、適切な災害応急対策活動の決定と実施を行う 自主防災組織の育成と強化
防災施策の大綱	(1) 水害対策の推進 ⇒治水施設等の整備や警戒避難体制の強化を推進する必要があります (2) 土砂災害対策の推進 ⇒土砂災害対策施設の整備や警戒避難体制の強化を促進します (3) 地震災害対策の強化 ⇒地震災害への認識やその危機感が希薄になってきている点を考慮して、警戒避難体制の強化等を促進します (4) 火災対策の向上 ⇒地震や強風時の火災に対処するため、今後とも消防力を充実させるとともに、市街地の不燃化等を促進します (5) 防災活動体制の整備 ⇒平成 16 年 10 月台風 23 号による大災害をはじめ既往災害の経験と反省を踏まえ、防災機器の配備や情報連絡・人員配置の体制を整備・改良して、迅速で的確な防災活動の実施に努めます (6) 防災意識の高揚 ⇒災害時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者は、災害の影響を受けやすい上、指定避難所等での災害後の生活においても支障が生じることが予想されることから、要配慮者への支援について「宮津市災害時たすけあいネットワーク」と連携して自主防災組織などの地域住民の協力が必要不可欠です。今後も、あらゆる機会を通じて市民の防災意識の高揚を図ります

(7) 宮津市国土強靱化地域計画（令和元年 12 月 宮津市）

総合戦略の期間	<u>令和元年度から令和5年度までの5年間</u>
基本目標	
5つの政策パッケージ	

適宜追加

第 2 章

宮津市の概況

第 1 節 宮津市の位置・地形	1
第 2 節 人口の状況	2
第 3 節 産業の状況	8
第 4 節 土地利用の状況	16
第 5 節 都市基盤整備状況	20

第2章 宮津市の概況

第1節 宮津市の位置・地形

～日本三景天橋立と青い海、緑の山に抱かれたまち～

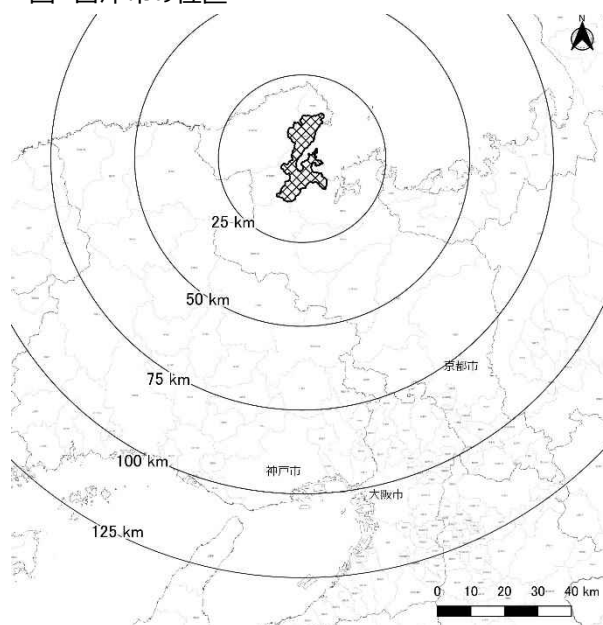
1. 位置

本市は、京都府北部の丹後地域の南東端に位置し、市域は東西 13.0km、南北 24.0km あり、総面積 172.74km² の広がりを持ちます。

市域の南は舞鶴市及び福知山市に、北は伊根町、京丹後市に、西は京丹後市及び与謝野町に接し、東は日本海に面しています。

市域は、天橋立を中心に、大きく南部と北部に分かれ、宮津湾沿岸に市街地が形成されています。京都市や大阪市へは、約 100km の位置にあり、それぞれ約 2 時間半で連絡しています。

図 宮津市の位置



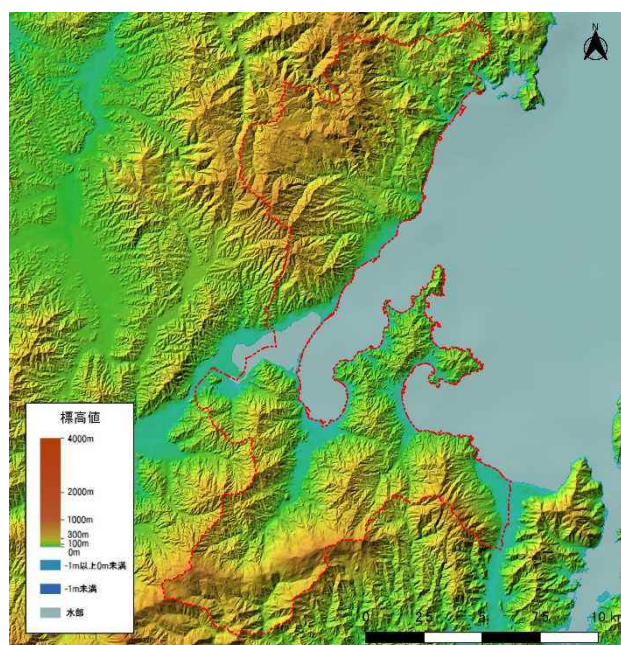
2. 地形

本市は、中国山地の東縁部にあたり、概ねゆるやかな老年期の地形をなしていますが、若狭湾を中心に南西－北東及び北西－南東に走る無数の断層線によって、複雑な地形を形成しています。

市域の約 47%は山地で占められ、大手川に沿ってまとまった平地が形成されています。

また、天橋立の“砂嘴（さし）”によって南部と部が連なる特異な地形を有しており、天橋立をはじめとする海岸線や大江山、世屋高原など貴重な自然資源が「丹後大江山国定公園」に指定されています。

図 宮津市の地形



資料：国土地理院ウェブサイト
地理院タイル（色別標高図タイル）を加工して作成

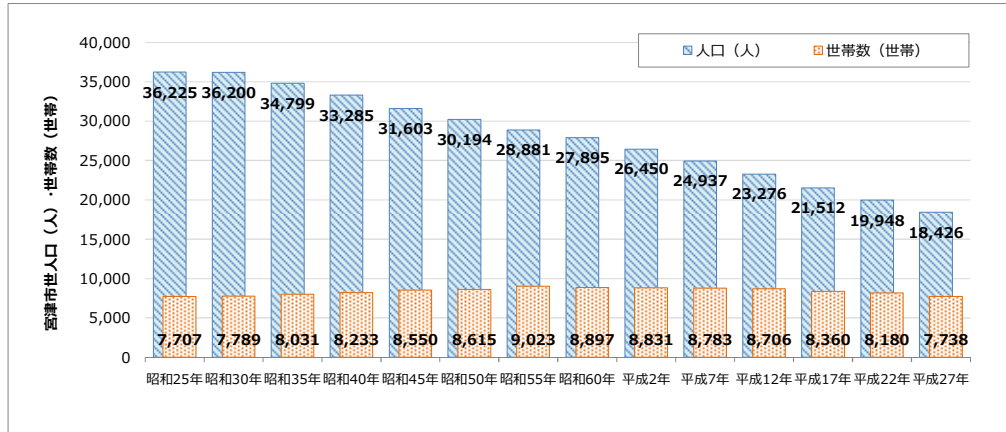
第2節 人口の状況

1. 人口・世帯数

～減少傾向は加速している～

本市の総人口は 18,426 人（平成 27 年国勢調査）となっていますが、昭和 20 年代後半から年々減少しています。世帯数は昭和 55 年をピークに減少傾向にあります。

図 人口・世帯数の推移



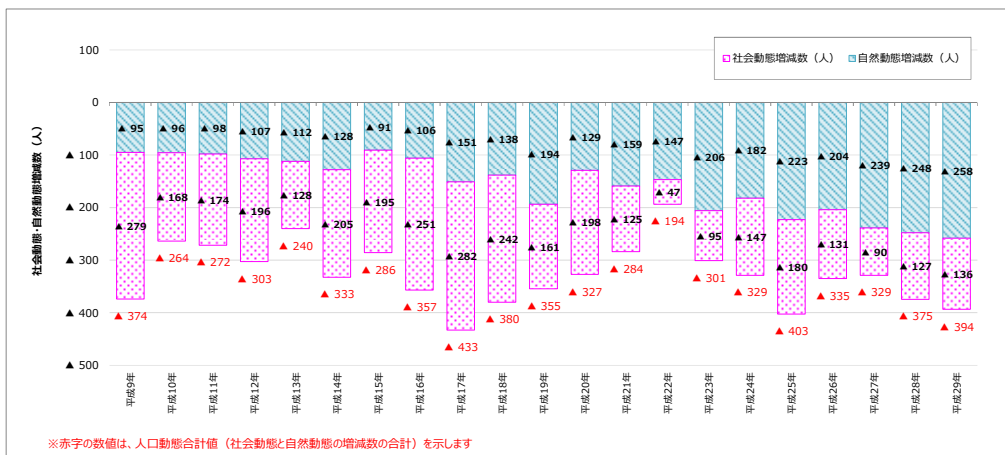
資料：各年国勢調査(総務省統計局)

2. 人口動態

～自然動態、社会動態ともに減り続けている～

平成 20 年頃までは社会動態によるマイナス分が、人口動態の大半を占めていましたが、近年は自然動態と社会動態の割合が逆転し、自然動態の占める割合のほうが大きくなっています。そのため、人口減少や少子高齢化が加速化していると考えられ、早急な対策が必要です。

図 人口動態の推移



資料：宮津市統計書

3. 地区別人口

～本市全体の半数近くが、宮津地区に居住している～

10ブロック（旧村単位）に分けた地区別の人口についてみると、宮津地区がもっとも多く、全市人口の約49%を占めています。次いで、栗田、府中、吉津が続きますが、宮津地区と比較して大きな差がみられます。

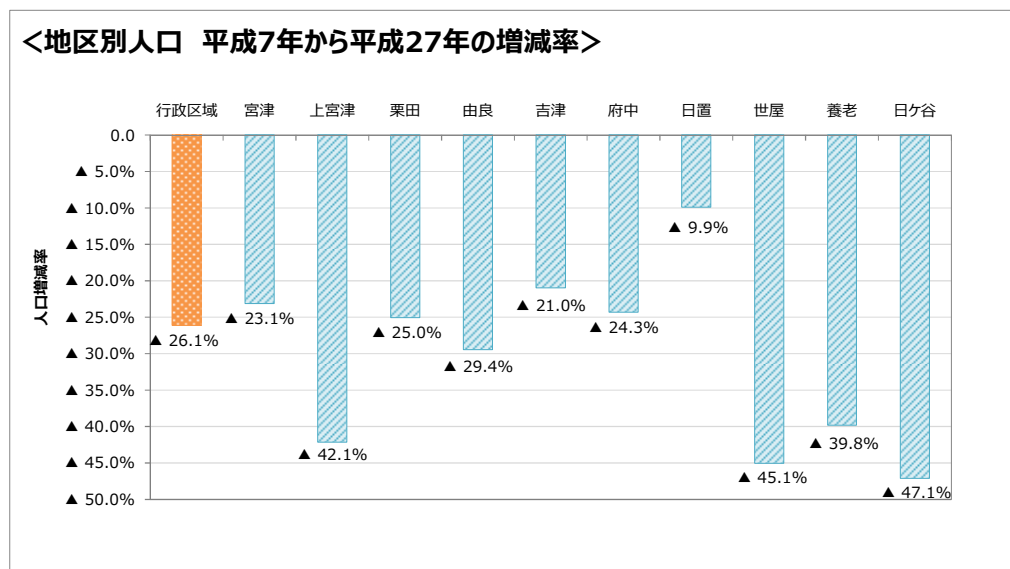
ここ10年間の人口推移は、いずれの地区も減少傾向にあります。なお、各地区の増減率について比較すると、日置地区が最も小さく、続いて吉津地区や宮津地区をはじめとする中心部に近い地区で減少率が小さくなっています。一方で、減少率が大きい地区は日ヶ谷地区や世屋地区などの周辺部の地区が占めています。

表 地区別人口

単位：人

年次	行政区域	宮津	上宮津	栗田	由良	吉津	府中	日置	世屋	養老	日ヶ谷
平成7年	24,937	11,837	1,887	2,684	1,501	2,016	2,255	787	182	1,459	329
平成12年	23,276	11,002	1,700	2,510	1,393	2,030	2,091	805	145	1,317	283
平成17年	21,512	10,152	1,420	2,398	1,272	1,924	2,005	780	131	1,183	247
平成22年	19,948	9,678	1,217	2,203	1,125	1,742	1,873	747	114	1,032	217
平成27年	18,426	9,102	1,092	2,012	1,059	1,593	1,707	709	100	878	174

図 地区別人口増減率



資料：国勢調査(総務省統計局)

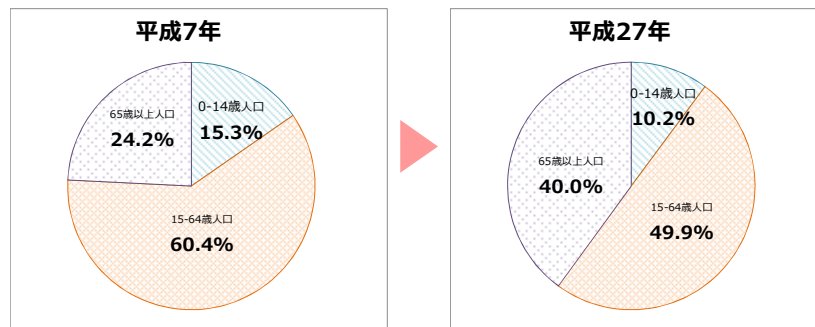
4. 年齢別人口

～65 歳以上の人口が多い～

年齢階層別の人口についてみると、全体的には、65 歳以上の老年人口が多く、約 40%を占めています。その一方で、14 歳以下の年少人口は約 10%と極端に少なくなっています。

平成 7 年の人口構成と平成 27 年の人口構成を比較すると、老年人口の総数は増加しているものの、若年層の人口が大きく減少していることがわかります。

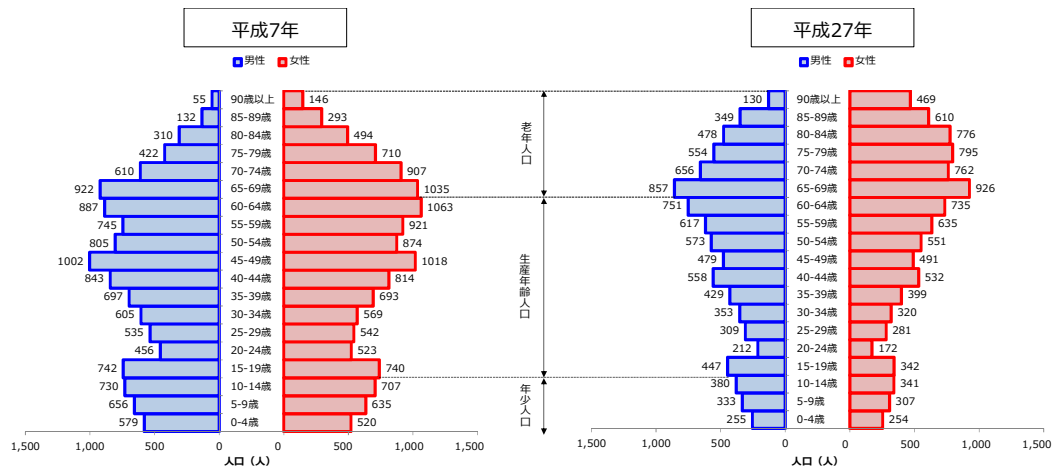
図 年齢階層別人口割合の 20 年前との比較



注) 年齢不詳を除く

資料：国勢調査(総務省統計局)

図 男女・年齢別人口



注) 年齢不詳を除く

資料：国勢調査(総務省統計局)

5. 通勤・通学人口

～与謝野町、京丹後市、舞鶴市との間で、人の移動が大きい～

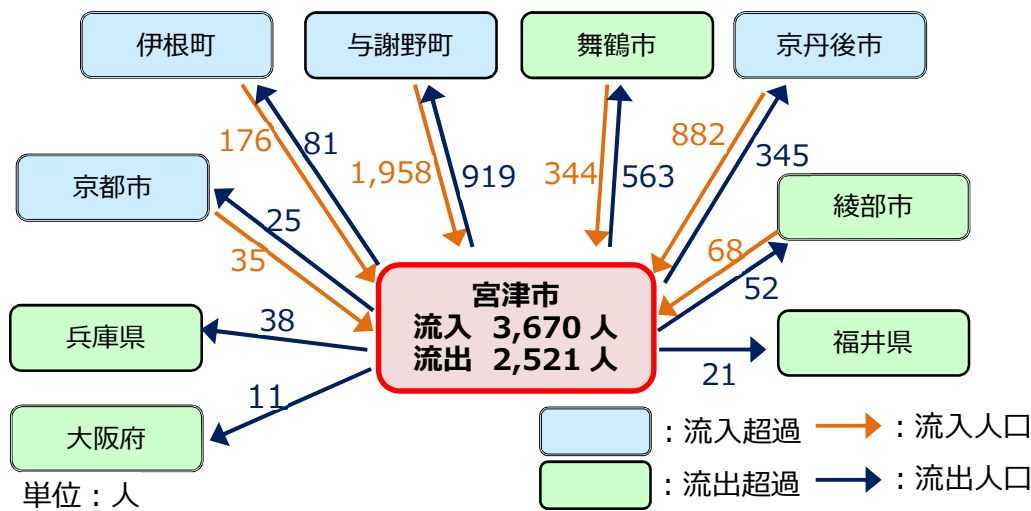
平成 27 年に、本市に常住する 15 歳以上の就業者・通学者は 9,403 人（従業地・通学地が不詳の 140 人を含む）となっており、本市内に従業・通学する人は 6,742 人で、他市区町村で従業・通学する人（流出）は 2,521 人となっています。また、本市に就業・通学する人のうち、他市区町村が常住地である人（流入）は 3,670 人となっており、流出する人口に対して流入する人口が上回る流入超過となっています。

周辺市町では、特に与謝野町、京丹後市、舞鶴市との間で、通勤通学による人の移動が盛んであるとわかります。

表 本市常住の 15 歳以上就業者・通学者数（平成 27 年）

		総数（15歳以上就業者・通学者）		
			15歳以上 就業者	15歳以上 通学者
本市に常住する就業者・通学者		9,403	8,657	746
本市で従業・通学	本市で従業・通学	6,742	6,218	524
	自宅	1,626	1,626	-
	自宅外	5,116	4,592	524
	他市区町村で従業・通学	2,521	2,312	209
	県内	2,376	2,186	190
	他県	83	72	11
	不詳・外国	62	54	8
	従業地・通学地「不詳」	140	127	13

図 人口動態の推移



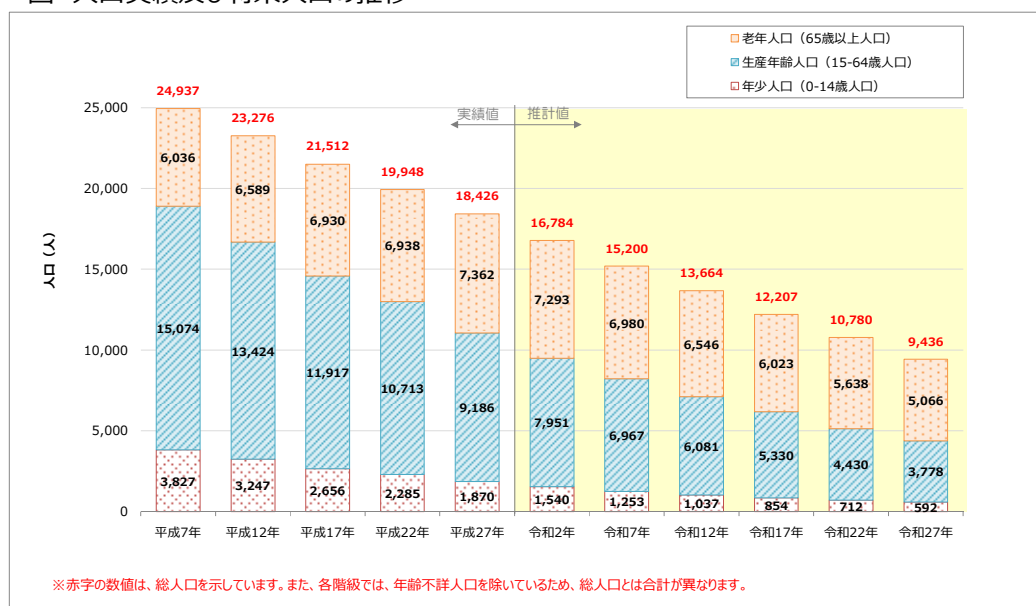
6. 将来人口

～令和 27 年の本市人口は 9,436 人と予想される～

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」と表記します）の「日本の地域別将来推計人口 平成 30 年 3 月推計」によると、本市の人口は減少を続け、令和 27 年には 9,436 人となり、平成 27 年時点から比較すると 8,990 人減少すると予測されています。

平成 27 年と 30 年後の令和 27 年の年齢階級別人口を比較すると、年少人口（0 歳から 14 歳の人口）は 1,870 人から 592 人に減少し、生産年齢人口（15 歳から 64 歳の人口）は 9,186 人から 3,778 人に減少すると予測されています。また、増加し続けている老年人口（65 歳以上人口）は平成 27 年をピークに減少に転じ、7,362 人から 5,066 人になると予測されています。

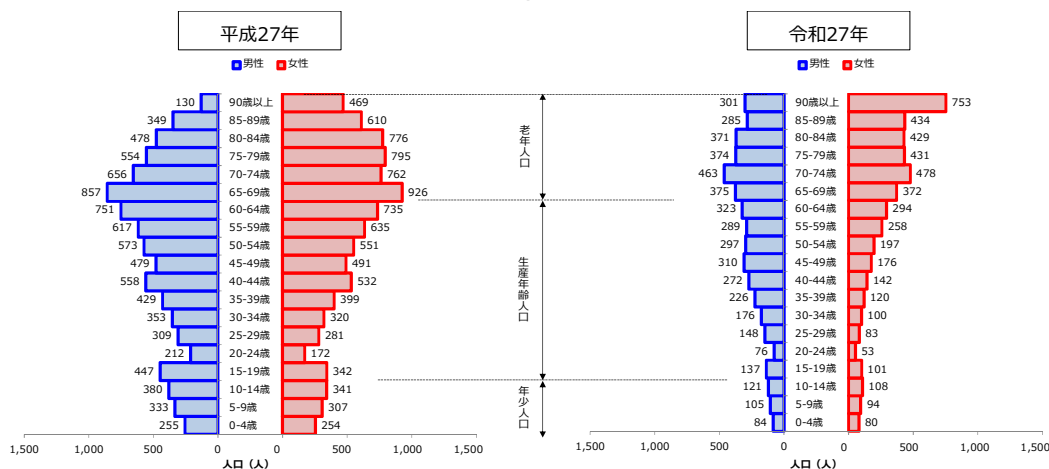
図 人口実績及び将来人口の推移



資料：実績値→国勢調査(総務省統計局)

推計値→国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成 30 年 3 月推計

図 男女・年齢別人口（平成 27 年・令和 27 年）



注 年齢不詳を除く。

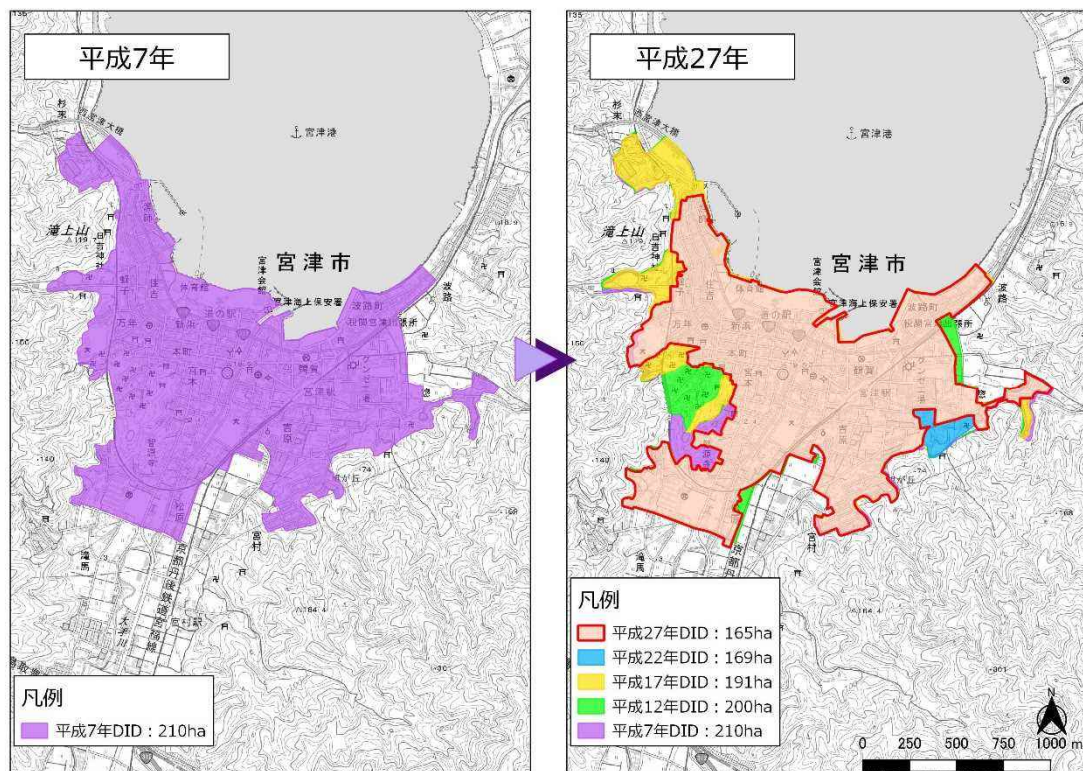
資料：平成 27 年→国勢調査(総務省統計局) 令和 27 年→国立社会保障・人口問題研究所

7. DID の指定状況と人口密度

～人口集中地区（DID）は年々縮小している～

人口集中地区（人口密度が1haあたり40人以上となる地区のこと。以下「DID」と表記します）は、平成7年から20年間で45ha縮小し、平成27年には165haとなっています。

図 DID 指定状況の変遷



資料：国勢調査(総務省統計局)

表 DID 面積及び人口密度

年次	面積 ha	人口 人	人口密度 人/ha	市域面積割合	総人口割合
平成7年	210	9,237	43.99	1.22%	37.04%
平成12年	200	8,284	41.42	1.16%	35.59%
平成17年	191	7,396	38.72	1.11%	34.38%
平成22年	169	6,451	38.17	0.98%	32.34%
平成27年	165	5,822	35.28	0.96%	31.60%

資料：国勢調査(総務省統計局)

第3節 産業の状況

1. 市内各産業の概況

(1) 産業3部門別の就業者数の推移

～就業者数は第3次産業が最も多いが、業種では卸売業、小売業が最多～

平成7年から平成27年の20年間の就業者の増減率は、マイナス34.12%となっています。

また、第1次産業、第2次産業が減少しており、第3次産業へのシフトが進んでおり、平成22年から平成27年の5年間で最も就業者数が増加した産業は、「複合サービス業」で72.15%増加し、次いで、「医療、福祉」が17.32%増加しています。

平成27年で最も就業者数が多い産業は「卸売業、小売業」で1,429人になっており、次いで「医療・福祉」が1,104人となっています。

図 産業3部門別就業者数の推移

年次	15歳以上 就業者総計 (人)	第1次産業合計		第2次産業合計		第3次産業合計		分類不能の産業	
		就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比
平成7年	13,140	1,468	11.2%	3,614	27.5%	8,055	61.3%	3	0.0%
平成12年	11,543	1,074	9.3%	2,987	25.9%	7,442	64.5%	40	0.3%
平成17年	10,460	1,040	9.9%	2,373	22.7%	6,998	66.9%	49	0.5%
平成22年	9,528	711	7.5%	1,864	19.6%	6,259	65.7%	694	7.3%
平成27年	8,657	666	7.7%	1,611	18.6%	6,137	70.9%	243	2.8%
平成7年から 平成27年 増減率	-34.12%	-54.63%	—	-55.42%	—	-23.81%	—	—	—

資料：国勢調査(総務省統計局)

図 産業分類別就業者数及び構成比・5年間増減率

産業分類		平成22年		平成27年		平成22年から27年 増減率
		就業者数(人)	構成比	就業者数(人)	構成比	
1次産業	A 農業、林業	561	5.89%	527	6.09%	-6.06%
	うち農業	540	5.67%	510	5.89%	-5.56%
	B 漁業	150	1.57%	139	1.61%	-7.33%
2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.07%	3	0.03%	-57.14%
	D 建設業	843	8.85%	749	8.65%	-11.15%
	E 製造業	1,014	10.64%	859	9.92%	-15.29%
3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	87	0.91%	73	0.84%	-16.09%
	G 情報通信業	26	0.27%	29	0.33%	11.54%
	H 運輸業、郵便業	369	3.87%	344	3.97%	-6.78%
	I 卸売業、小売業	1,654	17.36%	1,429	16.51%	-13.60%
	J 金融業、保険業	204	2.14%	189	2.18%	-7.35%
	K 不動産業、物品賃貸業	101	1.06%	95	1.10%	-5.94%
	L 学術研究、専門・技術サービス業	173	1.82%	189	6.09%	9.25%
	M 宿泊業、飲食サービス業	788	8.27%	807	9.32%	2.41%
	N 生活関連サービス業、娯楽業	335	3.52%	300	3.47%	-10.45%
	O 教育、学習支援業	502	5.27%	459	5.30%	-8.57%
	P 医療、福祉	941	9.88%	1,104	12.75%	17.32%
	Q 複合サービス業	79	0.83%	136	1.57%	72.15%
	R サービス業（他に分類されないもの）	537	5.64%	542	6.26%	0.93%
	S 公務（他に分類されるものを除く）	463	4.86%	441	5.09%	-4.75%
第1次産業		711	7.46%	666	7.69%	-6.33%
第2次産業		1,864	19.56%	1,611	18.61%	-13.57%
第3次産業		6,259	65.69%	6,137	70.89%	-1.95%
T 分類不能の産業		694	7.28%	243	2.81%	-64.99%
合 計		9,528		8,657		-9.14%

資料：国勢調査(総務省統計局)

(2) 事業所数・従業者数の推移

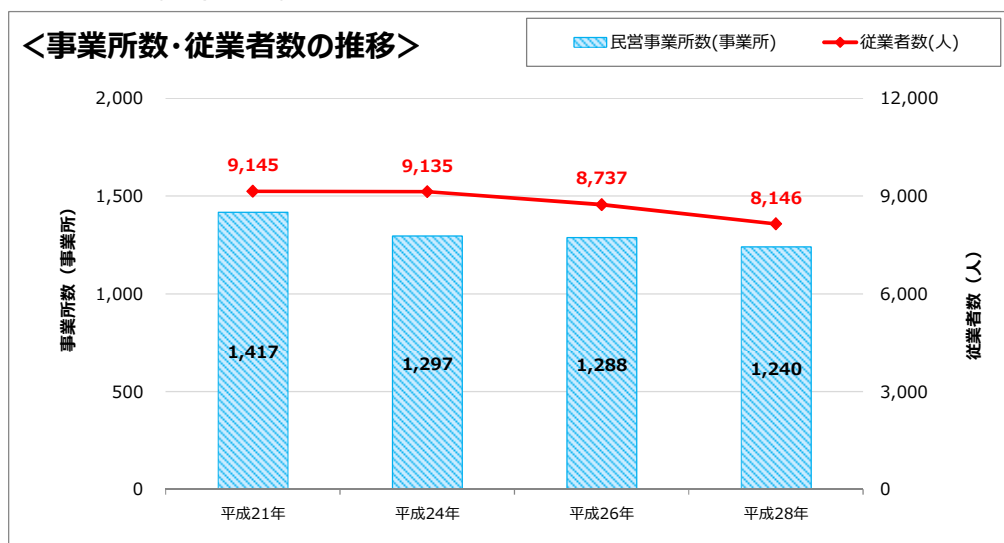
～事業所数・従業者数ともに減少～

平成28年の民営事業所数は1,240事業所で、従業者数は8,146人となっています。平成21年時と比較すると、177事業所減少し、従業者数が999人減少しています。

なお、平成28年の産業大分類別民営事業所数の構成比をみると、卸売業、小売業が29.03%、次いで宿泊業、飲食サービス業が16.45%、建設業が11.29%となっています。

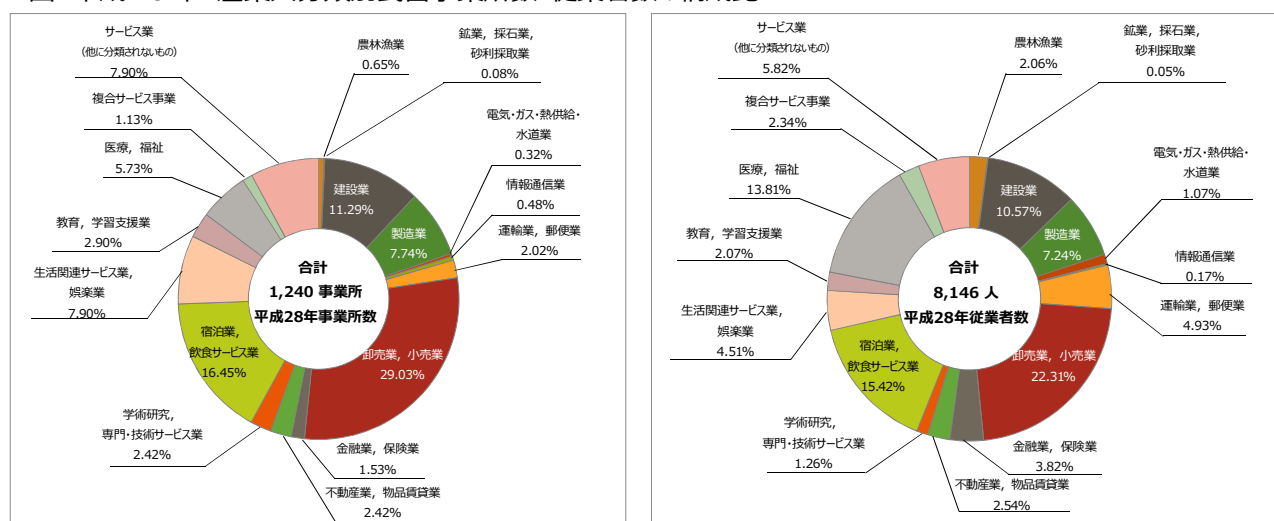
また、従業者数は、卸売業、小売業が22.31%、次いで宿泊業、飲食サービス業が15.42%、医療・福祉が13.81%となっています。

図 事業所数（民営事業所）・従業者数の推移



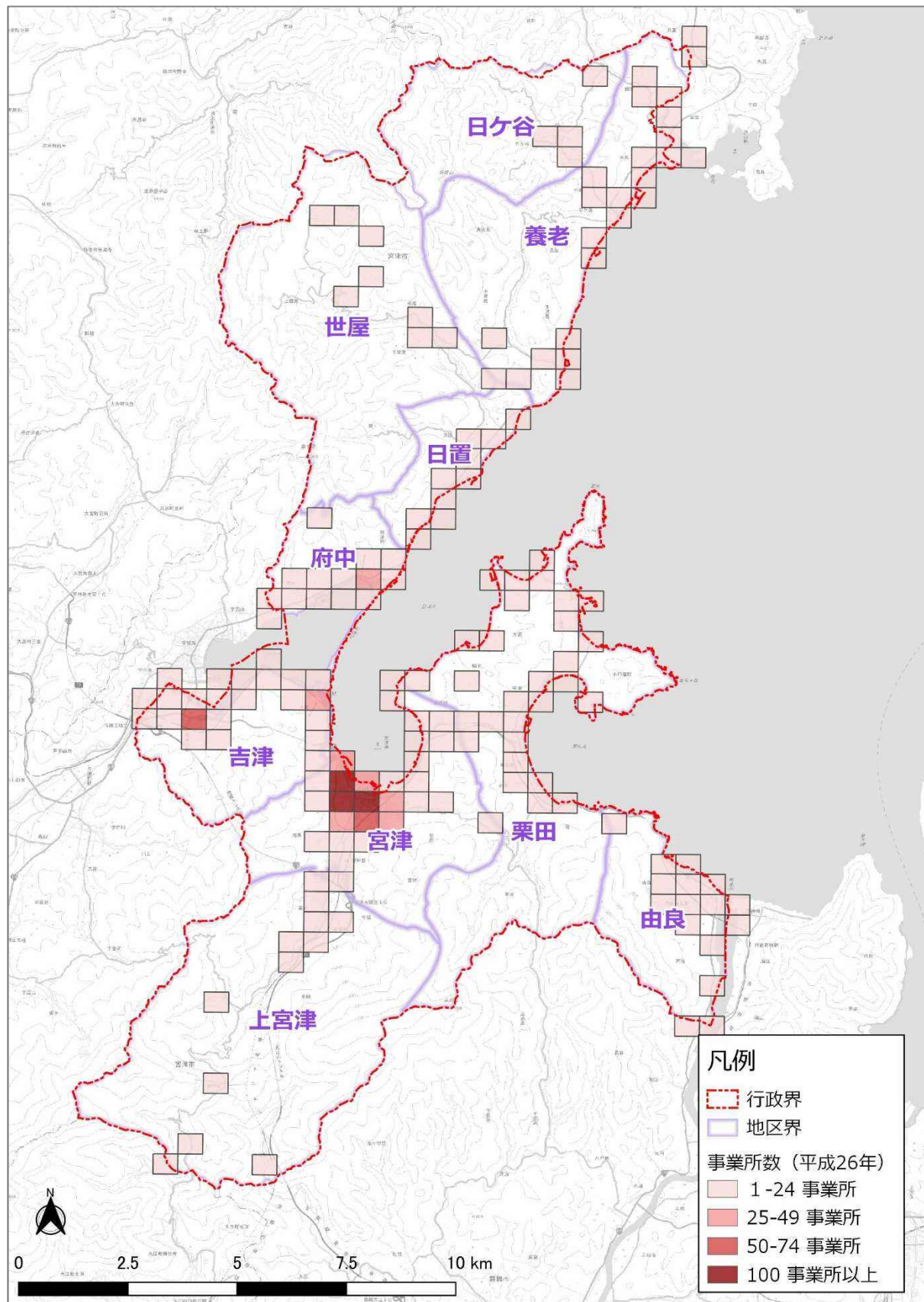
資料：平成21年、26年 経済センサス基礎調査（総務省統計局）（民営事業所を集計）
平成24年、28年 経済センサス活動調査（総務省統計局）（民営事業所のみが対象）

図 平成28年 産業大分類別民営事業所数・従業者数の構成比



資料：平成28年 経済センサス活動調査（総務省統計局）（民営事業所のみが対象）

図 平成 26 年 市内事業所分布



資料：平成 26 年 経済センサス基礎調査(総務省統計局)（民営事業所を集計）

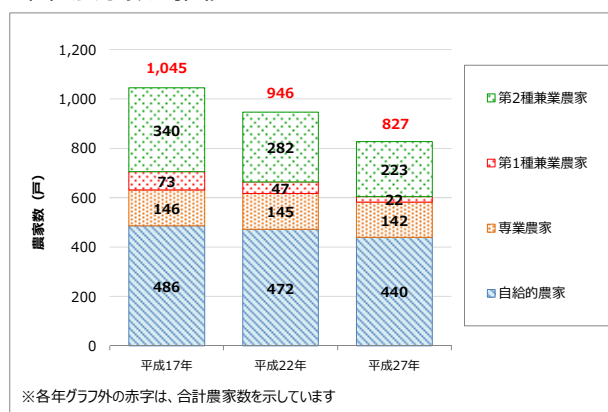
2. 農業

～兼業農家が大きく減少している～

農業の状況についてみると、農家数は年々減少しており、平成17年の1,045戸から平成27年の827戸に約20%減少しています。自給的農家、専業農家とは異なり、兼業農家だけが減少しています。農家の減少とともに、農地面積も年々減少しており、平成27年現在の市内の総経営耕地面積は384haと、10年前と比較して10%減少しています。

また、地区別に世帯数に対する農家数の比率をみると、宮津、吉津、府中以外の地域は、農家数比率が2割を超えており、世屋、日ヶ谷では約半分を占めています。

図 農家数の推移



資料：農林業センサス(農林水産省)

表 地区別世帯数に対する農家数及び農家比率

地区	総世帯数（世帯）	総農家数（戸）	農家率
宮津	4,023	106	2.6%
上宮津	505	106	21.0%
由良	436	93	21.3%
栗田	730	188	25.8%
吉津	635	24	3.8%
府中	635	71	11.2%
日置	278	79	28.4%
世屋	51	23	45.1%
養老	363	102	28.1%
日ヶ谷	82	35	42.7%
市合計	7,738	827	10.7%

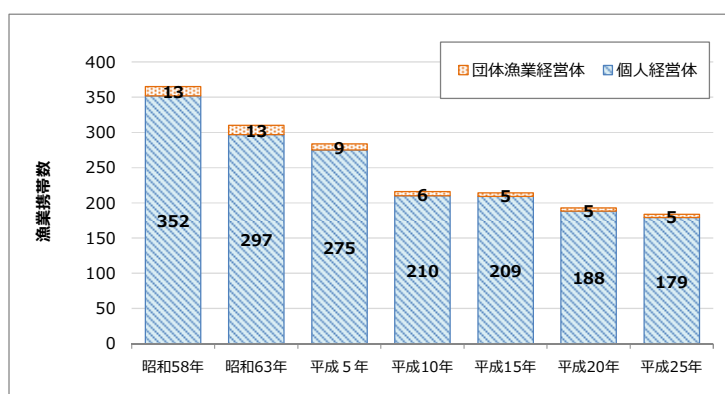
資料：農林業センサス(農林水産省)・国勢調査(総務省統計局)

3. 漁業

～漁業経営体の大半は個人経営体が占めている～

漁業の状況についてみると、昭和58年以降、漁業経営体数は減少し続けています。平成25年の漁業経営体数は184あり、その大半は個人経営体となっています。

図 漁業経営体数の推移



資料：漁業センサス(農林水産省)

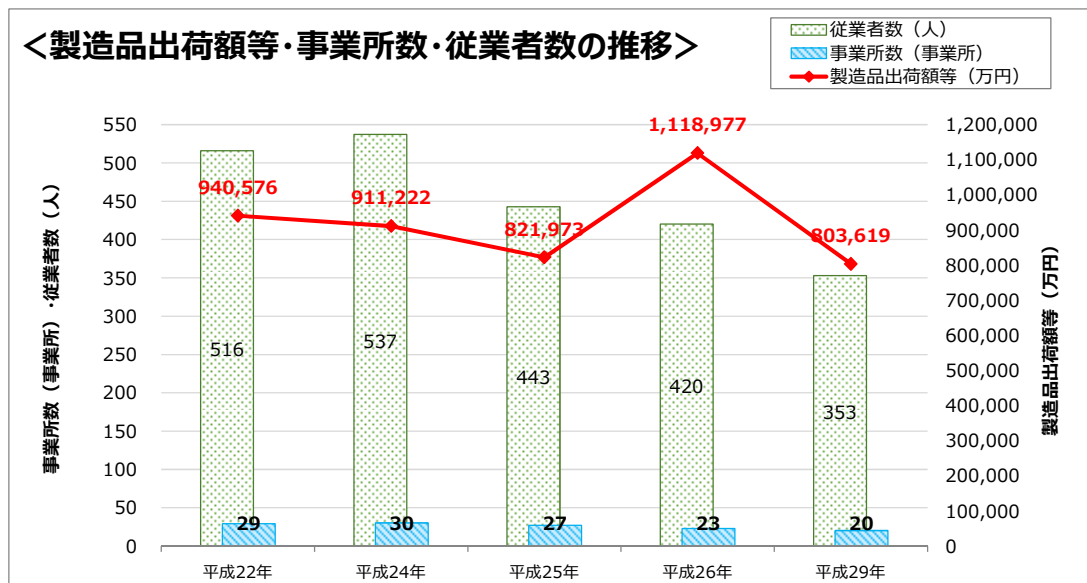
4. 製造業

～製造業は従業者数・事業所数・製造品出荷額等が減少傾向となっている～

製造業は、平成29年の従業者数が353人で、平成26年に比べ67人（13.04%）減少しており、事業所数は20事業所で平成26年に比べ3事業所（15.95%）減少しました。

また、製造品出荷額等は80億3619万円で、平成26年に比べ31億5358万円（28.18%）減少し、そのうち繊維業が23億8320万円減少しました。

図 製造品出荷額等・事業所数・従業者数の推移



注 従業者4人以上の事業所に限る ×：数値が秘匿にされているもの -：皆無または定義上該当数字がないもの
資料：各年12月31日現在（工業統計調査）

表 業種別製造品出荷額等の推移

	製造品出荷額等（万円）				
	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年
総数	940,576	911,222	821,973	1,118,977	803,619
食料品	262,934	243,202	249,070	240,548	229,620
飲料・飼料・たばこ	X	X	X	X	X
繊維	528,841	493,450	416,272	705,355	467,035
木材・木製品	X	X	X	X	X
パルプ・紙	X	X	X	X	X
印刷	X	21,686	X	X	X
石油・石炭	-	X	X	X	X
窯業・土石	32,255	X	X	X	X
生産用機械	X	X	-	-	-
情報通信	X	X	X	X	X
その他	X	X	X	X	X

注 従業者4人以上の事業所に限る ×：数値が秘匿にされているもの -：皆無または定義上該当数字がないもの
資料：各年12月31日現在（工業統計調査）

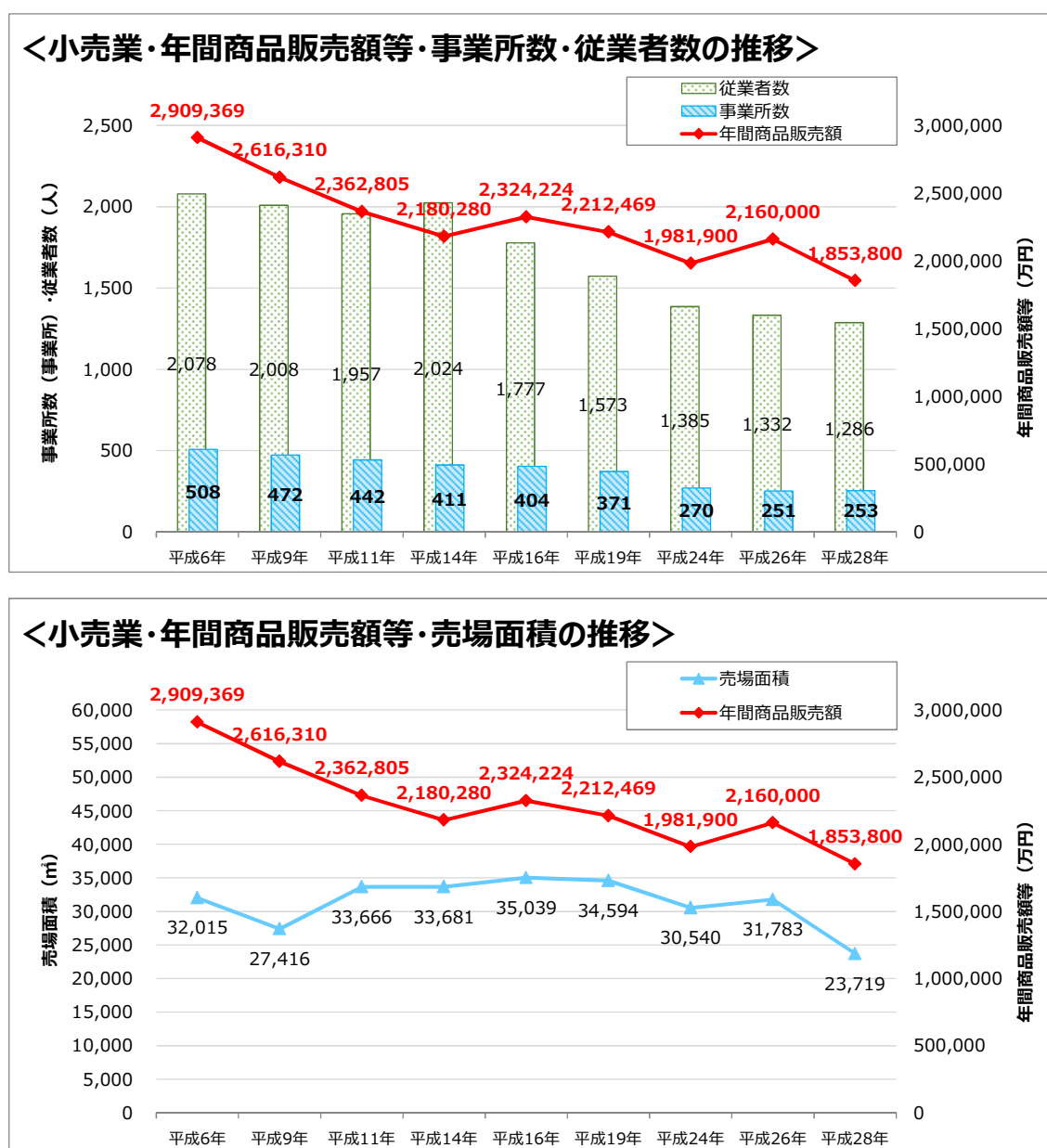
5. 小売業

～小売業は事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積が減少傾向となっている～

小売業の平成28年の事業所数は253事業所で、平成6年と比べて255事業所減少し、従業者数も平成28年では1,286人で、平成6年と比べて792人減少しています。

また、平成28年（平成27年1月1日から平成27年12月31日）の年間商品販売額は185億3,800万円で、平成26年（平成25年1月1日から平成25年12月31日）と比べても30億6,200万円減少しています。加えて、平成28年の売場面積は23,719㎡であり、平成26年の売場面積と比べても8,064㎡減少しています。

図 小売業の状況



資料：平成9・14・16・19年の6月1日、平成6・11・26年は7月1日現在（商業統計調査）
 平成24年は平成24年2月1日現在（経済センサス・活動調査）
 平成28年は平成28年6月1日現在（経済センサス・活動調査）

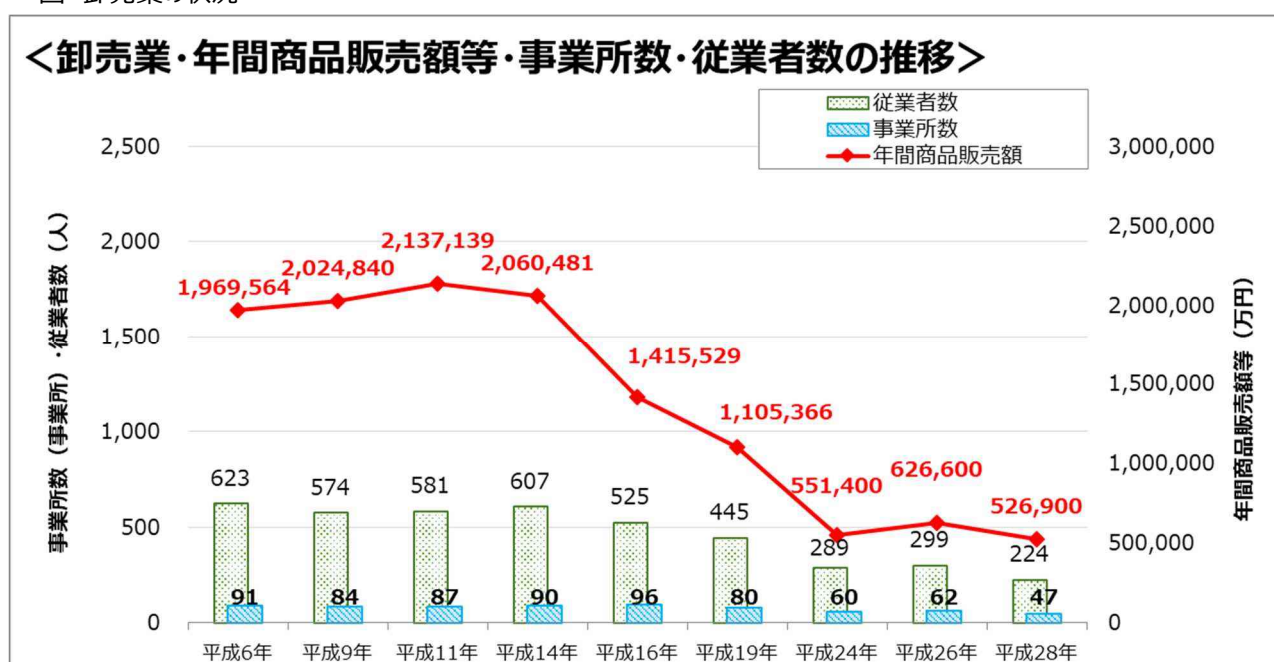
6. 卸売業

～卸売業は事業所数・従業者数・年間商品販売額が減少傾向となっている～

卸売業の平成 28 年の事業所数は 47 事業所で、平成 6 年と比べて 44 事業所減少し、従業者数も平成 28 年では 224 人で、平成 6 年と比べて 399 人減少しています。

また、平成 28 年（平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日）の年間商品販売額は 52 億 6,900 万円で、平成 26 年（平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日）と比べても 9 億 9,700 万円減少しています。

図 卸売業の状況



資料： 平成 9・14・16・19 年の 6 月 1 日、平成 6・11・26 年は 7 月 1 日現在（商業統計調査）
 平成 24 年は平成 24 年 2 月 1 日現在（経済センサス・活動調査）
 平成 28 年は平成 28 年 6 月 1 日現在（経済センサス・活動調査）

7. 観光

～本市は、丹後観光の中核的役割をなしている～

丹後地域の観光入込客数についてみると、平成29年時点において、本市は年間約300万人と、丹後地域全体の約5割を占めています。観光消費額に関しても約94億円と、丹後地域全体の約5割を占めているため、本市は丹後観光の中核をなしているといえます。

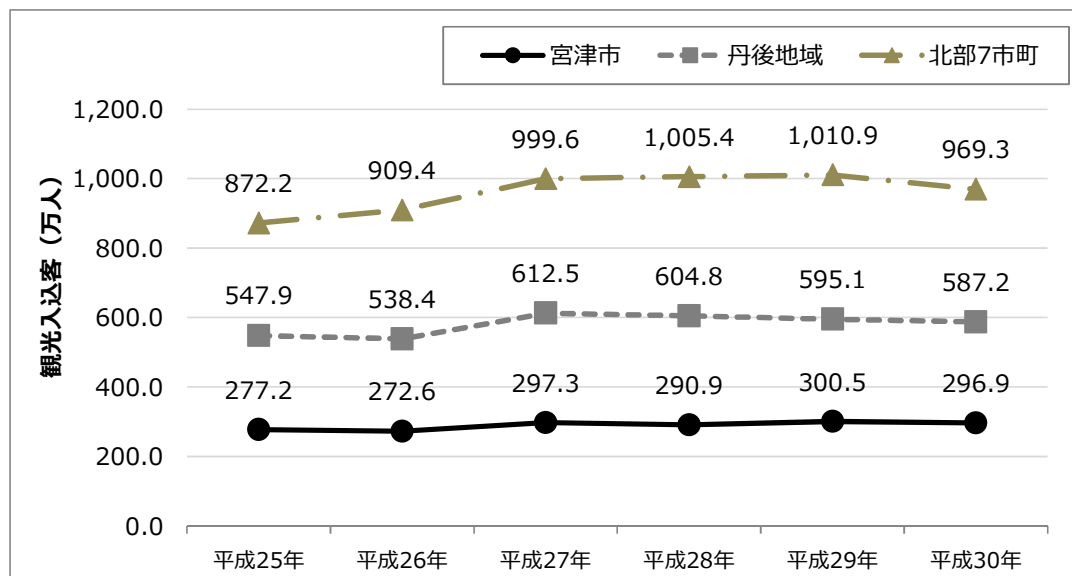
一人あたり消費額は約3,200円/人で、京都市の一人あたり消費額と比較すると1/7程度の数字となっています。なお、丹後地域で比較すると、伊根町の約3,700円/人に続く高い数字となっています。

ここ5年間の観光入込客数についてみると、本市へは、毎年、約280万人前後の観光客が訪れていますが、そのうち約50万人が宿泊客、約230万人が日帰り客となっており、京阪神地域からの日帰り観光地という性格を持っていることが伺えます。

本市の観光資源としては、日本三景の一つである天橋立のほか、平成28年に新たに史跡として選定された成相寺旧境内や、城下町の面影を残す宮津市街地に点在する社寺や史跡等の歴史資源などがあります。

また、近年では、道の駅など観光拠点の整備や、重要文化的景観、日本遺産や世界で最も美しい湾クラブなど、価値付けの取組みも進めてきました。

図 観光入込客数推移（宮津市・丹後地域、北部7市町）



資料：宮津市統計書

第4節 土地利用の状況

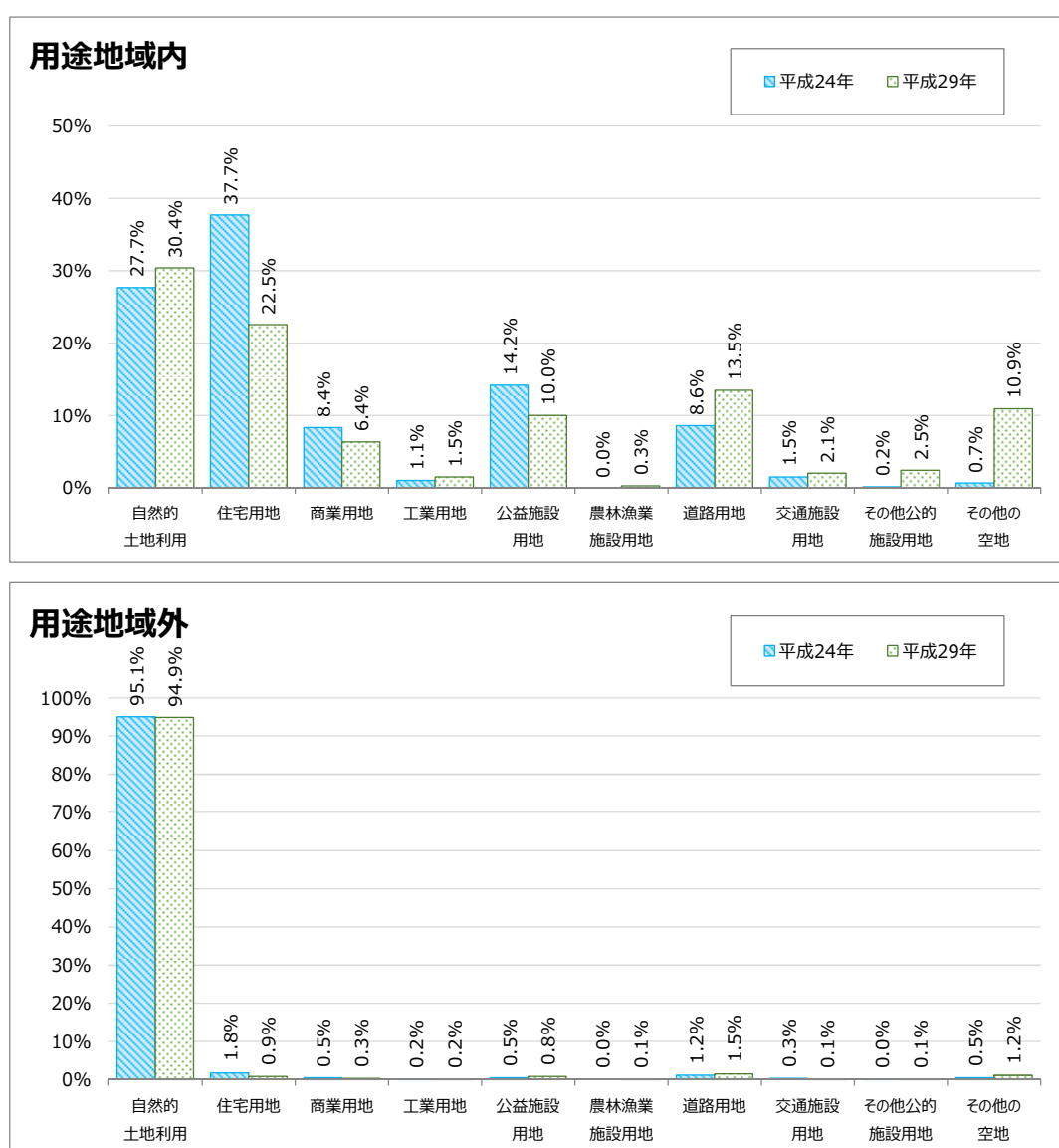
1. 土地利用用途の推移

～用途地域内で自然的土地利用が増加し、用途地域外で自然的土地利用が減少している～

用途地域内の土地利用は、平成 29 年の自然的土地利用の割合が全体の 30.4%で、平成 24 年と比べて 2.7%増加しています。

一方、用途地域外の土地利用は、平成 29 年の自然的土地利用の割合が全体の 94.9%で、平成 24 年と比べて 0.2%減少しています。

図 土地利用用途の推移



資料：平成 24 年都市計画基礎調査・平成 29 年都市計画基礎調査

2. 土地利用構成の地区別比較

～宮津地区をはじめとする中央の地区で都市的土地利用の比率が高い～

都市的土地利用が市全体の 7.0%を上回る地区は、宮津地区 17.3%、府中地区 16.5%、日置地区 15.5%、吉津地区 12.6%、栗田地区、由良地区 7.6%の 6 地区となっており、上宮津地区及び北部の 3 地区で下回っています。

また、住宅用地、商業用地、工業用地の合計が市全体の 35.2%を上回る地区は、宮津地区 45.1%、由良地区 43.4%、吉津地区 40.0%、養老地区 38.5%、日ヶ谷地区 38.1%、府中地区 35.4%の 6 地区となっています。

図 地区別土地利用構成

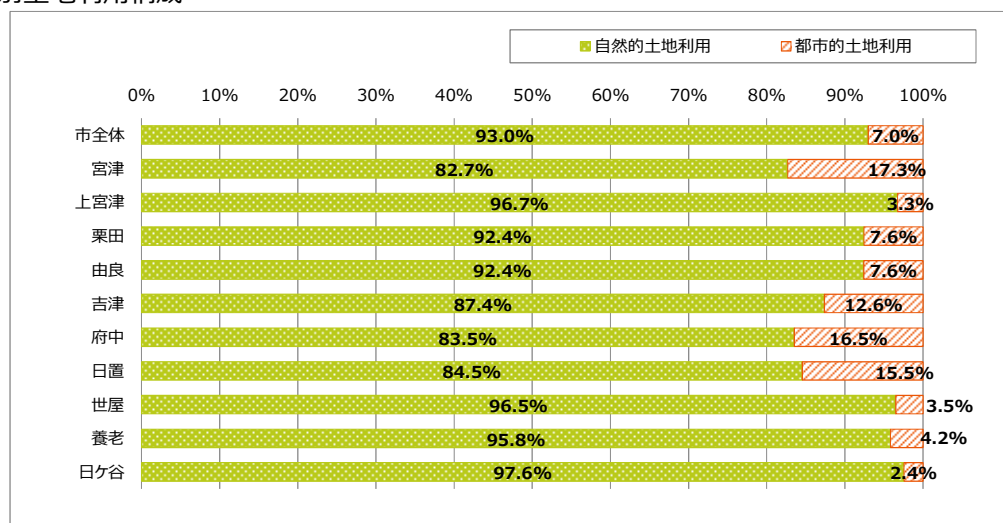
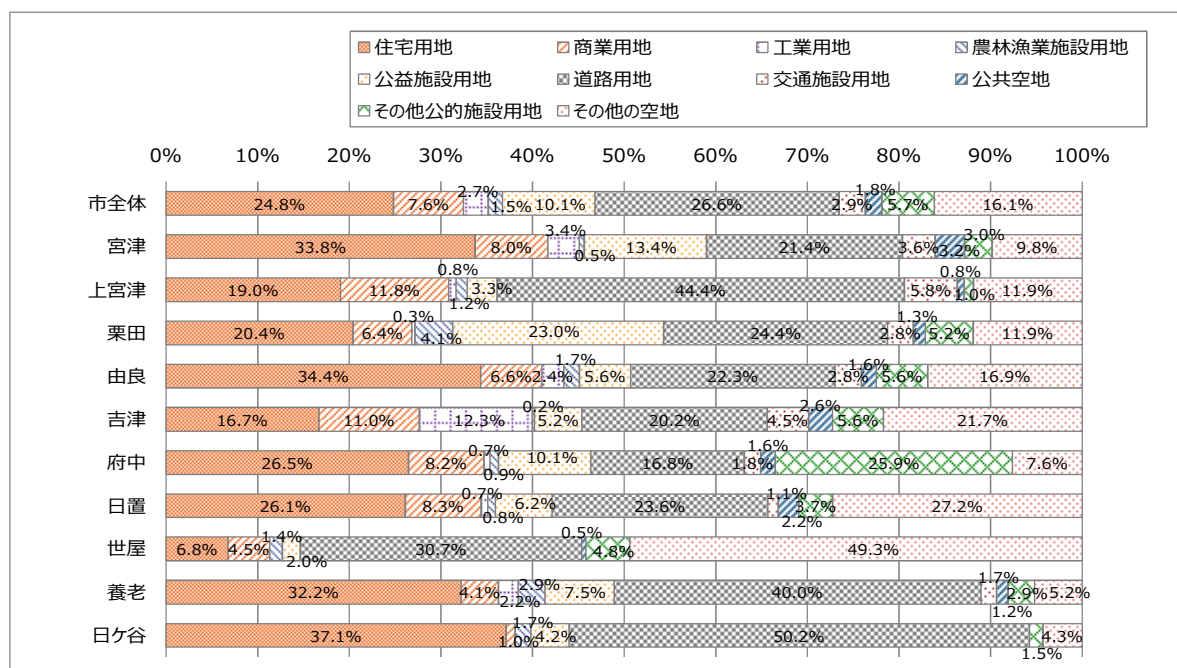


図 地区別都市的土地利用構成



資料：平成 29 年都市計画基礎調査

3. 公共空地と低未利用地（その他の空地）の状況

～利用可能な土地が多くあると考えられる～

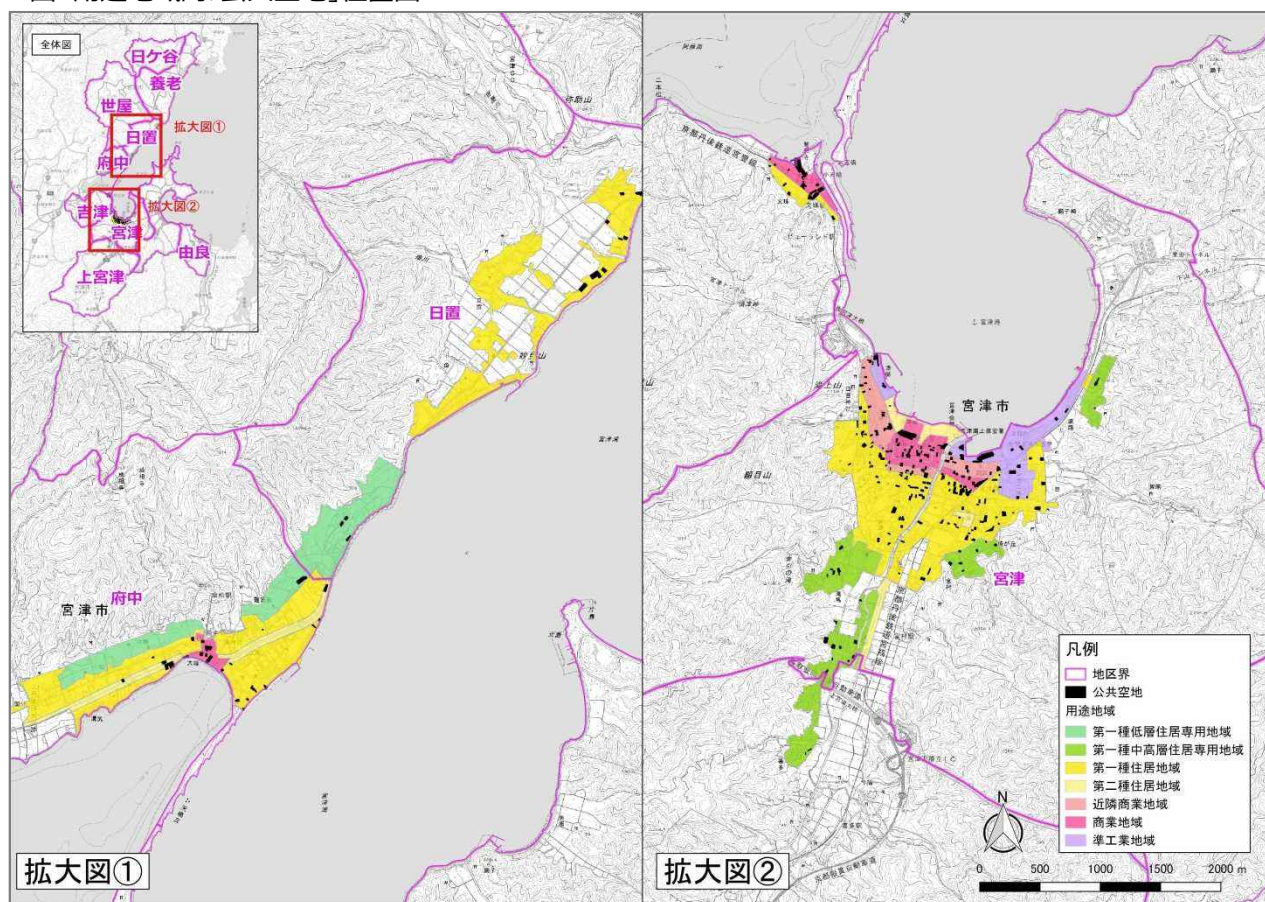
用途地域内の憩い空間である「公共空地」（公園・緑地、広場、運動場、墓園）の占める割合は、全体の 2.5%となっています。

一方、用途地域内の低未利用地である「その他の空地」（平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置き場等）、ゴルフ場）の占める割合は、全体の 10.9%となっており、利用されていない土地が多くあると考えられます。

表 用途地域内土地利用構成

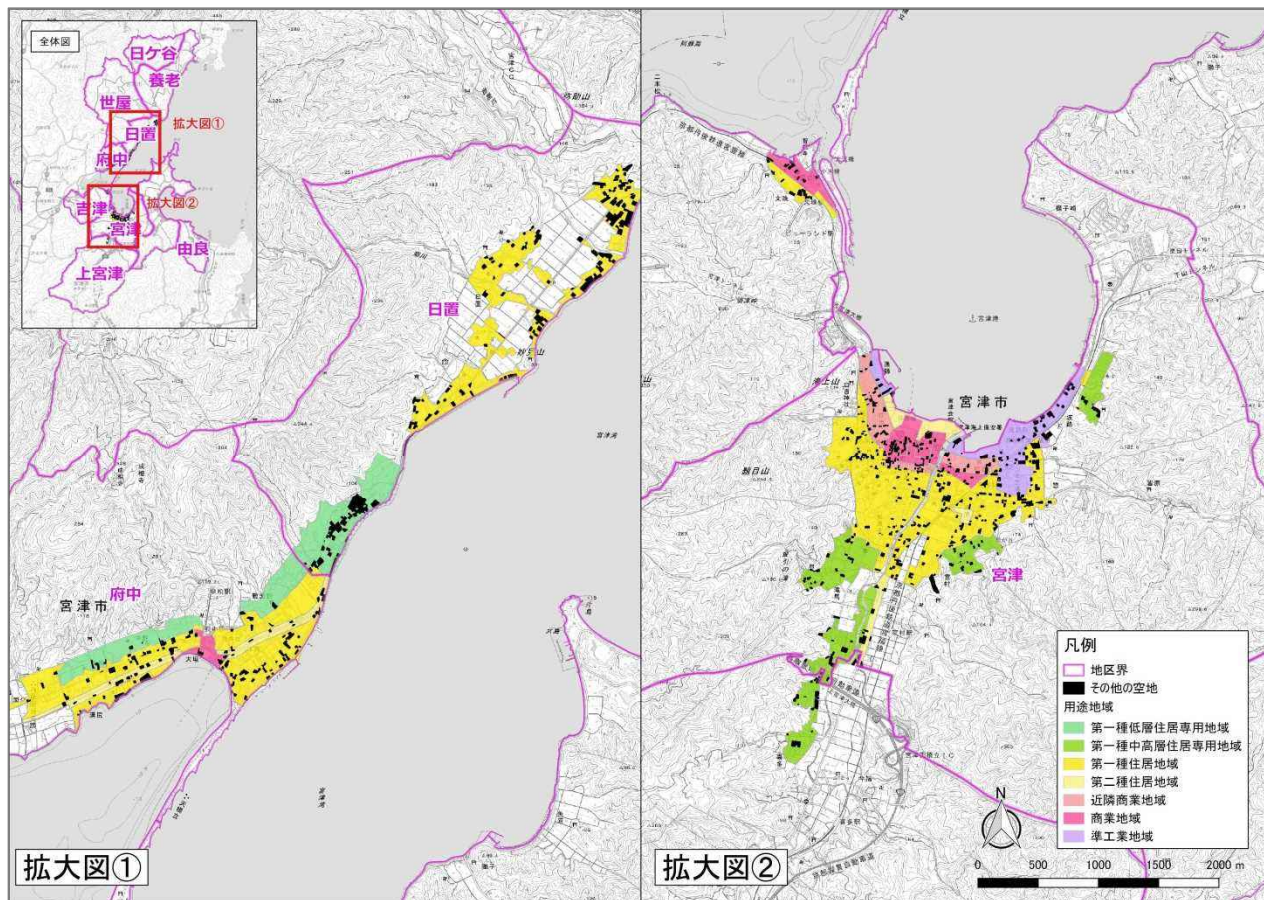
	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域内 合計	用途地域外 合計	宮津市 合計
自然的土地利用	81.7%	26.9%	28.0%	21.0%	1.1%	4.1%	5.5%	30.4%	94.9%	93.0%
住宅用地	2.4%	34.0%	26.4%	10.3%	33.5%	13.9%	20.8%	22.5%	0.9%	1.5%
商業用地	2.7%	0.9%	4.5%	7.1%	16.0%	31.3%	9.7%	6.4%	0.3%	0.5%
工業用地	0.0%	0.9%	0.5%	1.1%	0.5%	0.0%	16.6%	1.5%	0.2%	0.2%
公益施設用地	0.8%	8.6%	9.1%	14.6%	6.4%	3.7%	2.9%	7.5%	0.5%	0.7%
農林漁業施設用地	0.2%	0.5%	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.1%
道路用地	5.0%	16.0%	11.7%	27.0%	18.1%	23.1%	16.9%	13.5%	1.5%	1.8%
交通施設用地	0.0%	0.0%	2.0%	0.7%	1.1%	3.4%	11.0%	2.1%	0.1%	0.2%
公共空地	0.6%	1.6%	1.8%	1.4%	4.8%	11.2%	4.9%	2.5%	0.3%	0.4%
その他公的施設用地	0.2%	1.0%	3.1%	9.3%	0.0%	1.0%	1.0%	2.5%	0.1%	0.1%
その他の空地	6.4%	9.7%	12.5%	7.1%	18.6%	8.2%	10.7%	10.9%	1.2%	1.4%

図 用途地域内「公共空地」位置図



資料：平成 29 年都市計画基礎調査
「公共空地」公園・緑地、広場、運動場、墓園

図 用途地域内「その他の空地」位置



資料： 平成 29 年都市計画基礎調査
「その他空地」平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（建物跡地、資材置き場等）、ゴルフ場

第5節 都市基盤整備状況

1. 交通

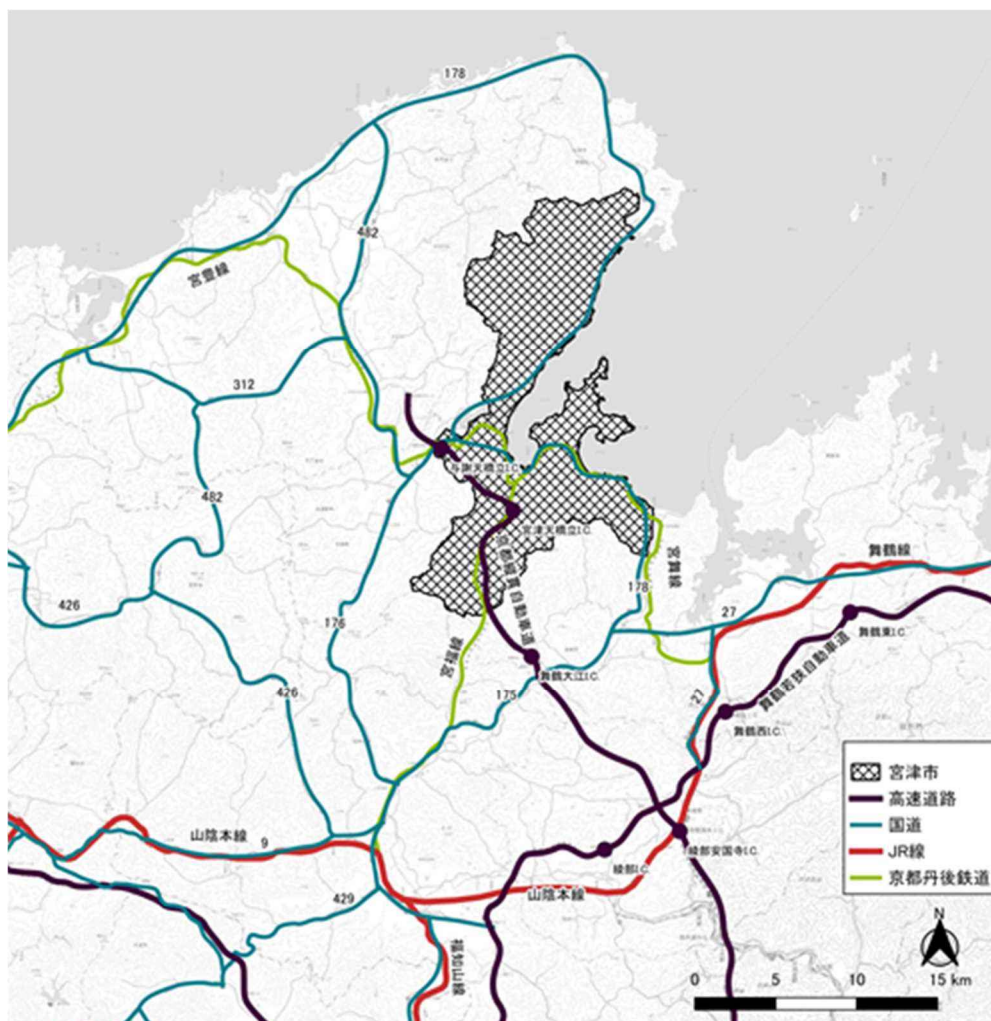
～本市は、丹後地域の玄関口としての役割を果たしている～

本市は、京都府の北部、丹後地域の南に位置し、京阪神からの玄関口に位置しています。

北近畿の主要都市を結ぶ京都丹後鉄道が、本市と福知山市、舞鶴市、兵庫県豊岡市を結んでいます。また、福知山市から大阪、京都へＪＲ線が連絡しており、概ね２時間半程度で両都市に連絡しています。

高速道路体系としては、平成27年7月18日に京都縦貫自動車道が全線開通し、京阪神への交通時間距離が短縮されています。なお、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）が京都縦貫自動車道に連絡する形で計画されており、今後但馬地方や鳥取県東部との広域的なネットワークが形成されると期待されます。

図 広域交通網体系



～沿岸をはしる国道 176 号、178 号が道路体系の骨格を形成している～

宮津市の道路状況としては、海岸線に沿って、市内の各地を結ぶ幹線道路として国道 178 号と 176 号が整備されており、そこへ各集落を結ぶ府道、市道が連絡しています。

また、都市計画道路については、適宜見直しを図っており、現在は以下に示す通りとなっています。

図 宮津市交通網体系

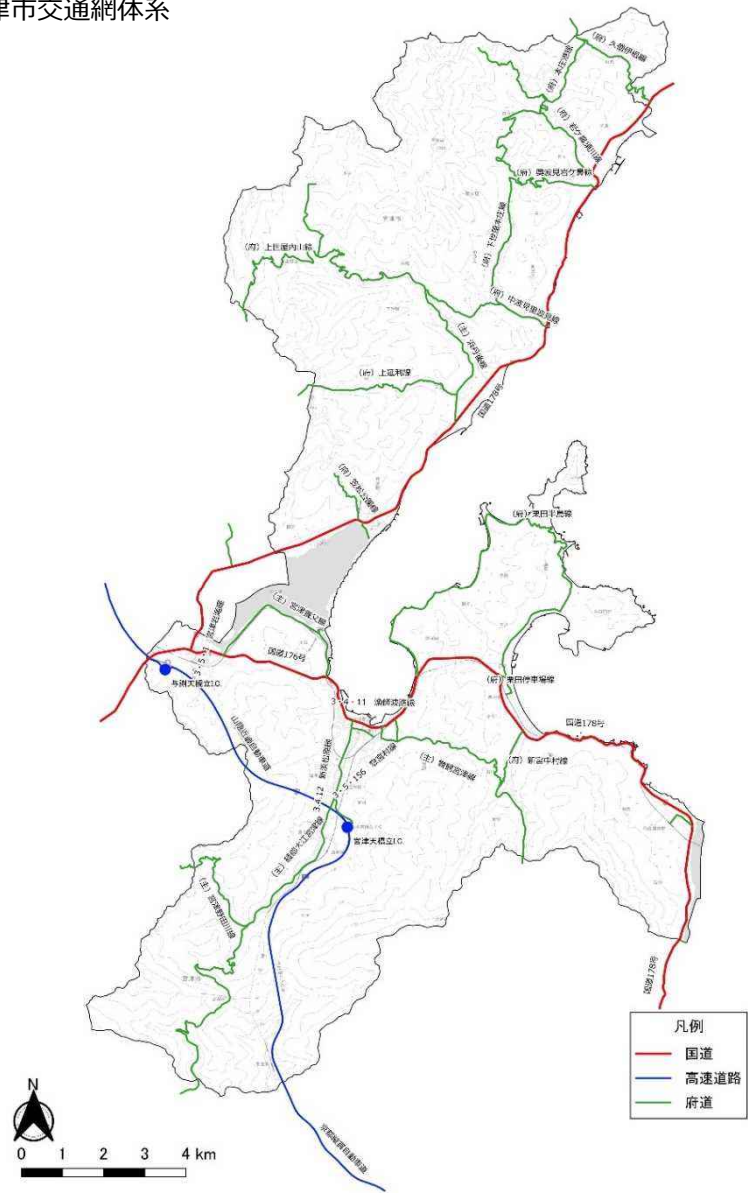


表 宮津市都市計画道路

番号	路線名	延長	幅員
1・3・1	京都縦貫自動車道綾部宮津線	約7,140m	22m
1・4・2	鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線	約7,920m	19m
3・4・11	漁師波路線	約2,840m	16m
3・4・12	新浜松原線	約2,130m	16.5m
3・4・16	須津野田川線	約1,320m	18m
3・5・1	宮津岩滝線	約3,790m	12m
3・5・13	本町宮津停車場線	約550m	15m
3・5・156	惣宮村線	約1,400m	12m
3・6・152	島崎本町線	約260m	8m
3・6・153	波路惣線	約970m	8m

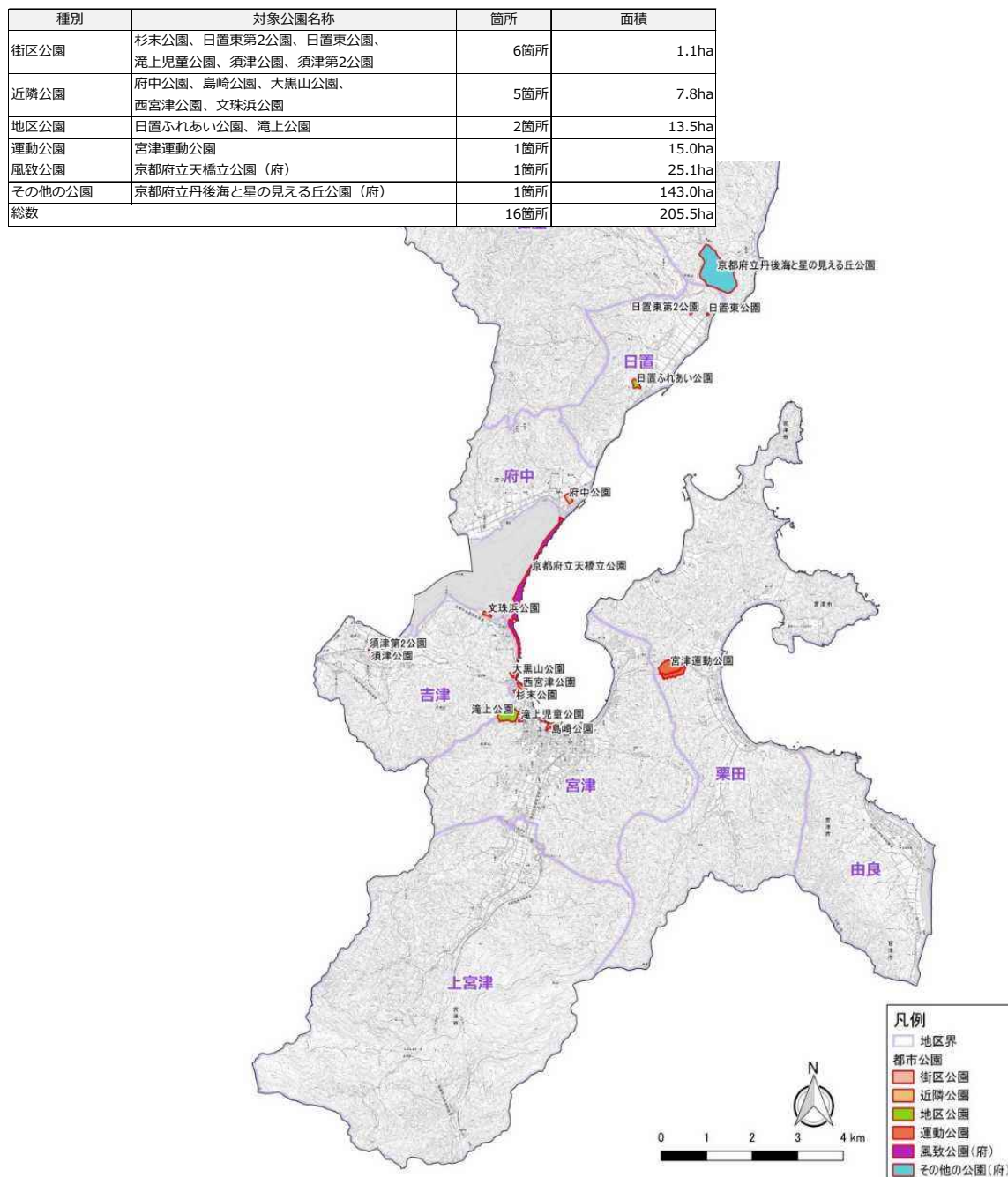
資料：宮津市

2. 都市公園

～本市の都市公園は合計 14 箇所、総面積は 37.4ha～

本市が設置した都市公園は街区公園 6 箇所、近隣公園 5 箇所、地区公園 2 箇所、運動公園 1 箇所の合計 14 箇所あり、合計で 37.4ha の面積となります。また、京都府設置の公園が 2 箇所あり、市全体の都市公園は 16 箇所、205.5ha となっています。

図 宮津市都市公園配置図



3. 上下水道

～下水道普及率は 90.1%～

水道の状況についてみると、上水道と簡易水道により、市内のほぼ全世帯への給水が行われています。

下水道についてみると、湾奥部と阿蘇海周辺を中心に、宮津湾流域下水道の計画区域が指定されており、平成 29 年度末で、全体計画区域のうち面積に対する整備率は、90%近く整備されています。

表 水道の状況

区分	施設数	給水人口 (人)	給水総量 (m3)	有収水量 (m3)	有収水量比 (%)	1 日 平均 配 水 量 (m3)	1 人 1 日 平均 配 水 量 (l)	普 及 率 (%)
年度								
平成 9 年度	8	17,945	2,902,116	2,667,194	91.91	7,951	443	99.74
平成10年度	8	17,864	2,904,885	2,676,303	92.13	7,959	446	99.75
平成11年度	8	17,635	2,826,933	2,615,065	92.51	7,724	438	99.74
平成12年度	8	17,427	2,763,861	2,570,944	93.02	7,572	435	99.74
平成13年度	8	17,301	2,678,049	2,500,495	93.37	7,337	424	99.76
平成14年度	8	17,039	2,619,626	2,446,469	93.39	7,177	421	99.76
平成15年度	8	16,841	2,582,688	2,412,618	93.42	7,057	419	99.76
平成16年度	8	16,181	2,559,934	2,394,306	93.53	7,014	425	99.78
平成17年度	8	16,181	2,492,467	2,331,379	93.54	6,829	422	99.80
平成18年度	8	15,965	2,421,849	2,261,523	93.38	6,635	416	99.84
平成19年度	8	15,682	2,349,808	2,187,368	93.09	5,976	381	99.81
平成20年度	8	15,419	2,295,898	2,131,710	92.85	5,840	379	99.81
平成21年度	8	15,322	2,263,731	2,087,491	92.21	5,719	373	99.81
平成22年度	8	15,114	2,322,823	2,117,871	91.18	5,802	384	99.82
平成23年度	8	14,973	2,235,965	2,039,200	91.20	5,572	372	99.81
平成24年度	8	14,838	2,196,061	2,000,612	91.10	5,482	369	99.84
平成25年度	8	14,526	2,156,364	1,960,998	90.94	5,373	370	100.00
平成26年度	8	14,250	2,096,345	1,904,320	90.84	5,217	366	100.00
平成27年度	8	13,968	2,082,112	1,889,654	90.76	5,163	370	100.00
平成28年度	8	13,638	2,040,092	1,838,531	90.12	5,037	369	100.00
平成29年度	8	13,396	2,116,783	1,812,178	85.61	4,965	371	100.00

(注) 1 給水総量とは、配水池（円滑な配水を行うため、浄水を貯留しておく池）などから配水管により送り出された給水のための総水量をいう。
2 有収水量とは、使用料金の対象となった水量をいう。
3 有収水量比とは、有収水量を給水総量で除した比率を％で表したものをいう。
4 普及率とは、水道法に基づき、水道事業経営の認可に係って定めた給水区域内の現在人口に対する実際に給水している人口の割合をいう。

資料：上下水道課

表 簡易水道の状況

区分	施設数	給水人口 (人)	給水総量 (m3)	有収水量 (m3)	有収水量比 (%)	1 日 平均 配 水 量 (m3)	1 人 1 日 平均 配 水 量 (l)	普 及 率 (%)
年度								
平成 9 年度	18	6,572	835,241	749,099	89.69	2,288	348	99.52
平成10年度	17	6,352	847,194	762,033	89.95	2,321	365	99.51
平成11年度	17	6,338	833,835	742,364	89.03	2,278	359	99.64
平成12年度	17	6,284	844,049	766,994	90.87	2,312	368	99.97
平成13年度	17	6,328	832,856	757,233	90.92	2,282	361	99.92
平成14年度	17	6,253	807,121	733,915	90.92	2,211	354	99.95
平成15年度	17	6,100	785,628	714,507	90.95	2,147	346	99.95
平成16年度	17	5,905	797,605	725,513	90.96	2,185	357	99.95
平成17年度	17	5,982	793,128	720,916	90.90	2,173	363	99.95
平成18年度	17	5,861	785,738	711,250	90.52	2,153	367	99.95
平成19年度	17	5,741	772,422	696,725	90.20	1,904	332	99.97
平成20年度	17	5,610	733,333	662,076	90.28	1,814	320	99.96
平成21年度	17	5,474	727,682	658,003	90.42	1,803	326	99.96
平成22年度	15	5,409	729,714	660,219	90.48	1,809	331	99.96
平成23年度	15	5,282	709,942	651,541	91.77	1,780	333	99.96
平成24年度	14	5,110	681,220	624,669	91.70	1,711	331	99.96
平成25年度	14	5,005	672,070	615,932	91.65	1,687	330	99.96
平成26年度	14	4,904	659,434	604,173	91.62	1,655	331	99.96
平成27年度	14	4,873	672,134	615,616	91.59	1,682	338	99.96
平成28年度	13	4,897	661,680	603,122	91.15	1,652	339	99.96
平成29年度	11	4,807	725,544	620,498	85.52	1,700	354	99.96

(注) 1 給水総量とは、配水池（円滑な配水を行うため、浄水を貯留しておく池）などから配水管により送り出された給水のための総水量をいう。
2 有収水量とは、使用料金の対象となった水量をいう。
3 有収水量比とは、有収水量を給水総量で除した比率を％で表したものをいう。
4 普及率とは、水道法に基づき、水道事業経営の認可に係って定めた給水区域内の現在人口に対する実際に給水している人口の割合をいう。

資料：上下水道課

図 宮津市公共下水道処理区域図



宮津市下水道事業経営戦略と京都府統計で
数値に差があるため、文章及び図を確認予定

現況					
処理面積	水洗便所取付戸数	普及率			
ha	戸			%	
3,172	758,568	84.0			
241	2,505	40.0			
3,938	778,432	85.0			
268	2,776	42.1			
9,673	797,047	86.0			
宮津市	14.3	396	10.2	279	45.0
平成17年度	2,411.4	35,185	2,233.0	30,405	87.0
宮津市	15.0	396	10.5	291	47.3
平成18年度	2,407.0	36,084	2,255.5	30,986	88.0
宮津市	15.0	396	11.1	312	51.0
平成19年度	2,406.6	36,357	2,272.6	31,592	89.0
宮津市	15.0	396	11.3	328	53.0
平成20年度	2,443.5	36,861	2,292.9	32,259	90.0
宮津市	18.2	396	11.6	349	55.0
平成21年度	2,347.8	37,297	2,311.0	32,767	91.0
宮津市	13.7	478	11.8	365	57.0
平成22年度	2,325.3	37,308	2,322.1	33,073	91.0
宮津市	13.7	478	12.0	377	59.0
平成23年度	2,328.6	37,396	2,332.9	33,413	92.0
宮津市	13.7	478	12.2	388	60.0
平成24年度	2,405.7	37,127	2,387.8	33,733	92.0
宮津市	13.7	478	12.5	396	62.0
平成25年度	2,419.6	38,361	2,394.2	34,122	93.0
宮津市	13.7	478	12.5	407	64.0
平成26年度	2,413.0	38,506	2,401.1	34,434	93.3
宮津市	13.7	478	12.4	411	64.5
平成27年度	2,402.0	38,684	2,406.6	34,683	93.7
宮津市	12.9	503	12.4	417	65.5
平成28年度	2,390.8	38,338	2,412.0	34,907	94.1
宮津市	12.9	503	12.4	429	67.0
平成29年度	2,383.8	38,668	2,413.4	35,221	94.4
宮津市	12.9	503	12.5	445	68.6

資料： 京都府統計、宮津市下水道事業経営戦略（平成 29 年度～平成 38 年度）

第 3 章

第 1 節 地域区分	1
第 2 節 地域別の現況	2
第 3 節 地域別の特徴	5

第3章 地域別の現況と地域特性

第1節 地域区分

本市は、市街地地域、天橋立周辺地域、橋北地域、東部地域の4つに大別されます。それぞれの地域の現況と地域特性は以下のとおりです。

〈地域設定の考え方〉

【市街地地域】

- 宮津地区は、全市人口の半数近くを占め、他の地区と比較して都市集積度が突出して高くなっています。
- 上宮津地区は、宮津地区と大手川により一体的な地形条件下にありますが、土地利用状況が宮津地区と大きく異なるほか、大江山を中心とした中山間地域としての性格がみられます。

【天橋立周辺地域】

- 府中地区と文珠地区は天橋立で繋がっており、天橋立という観光拠点をベースに同様の交流系施設が立地しているほか、与謝野町を含めると、阿蘇海を囲む一体的な地域としての性格を有しています。

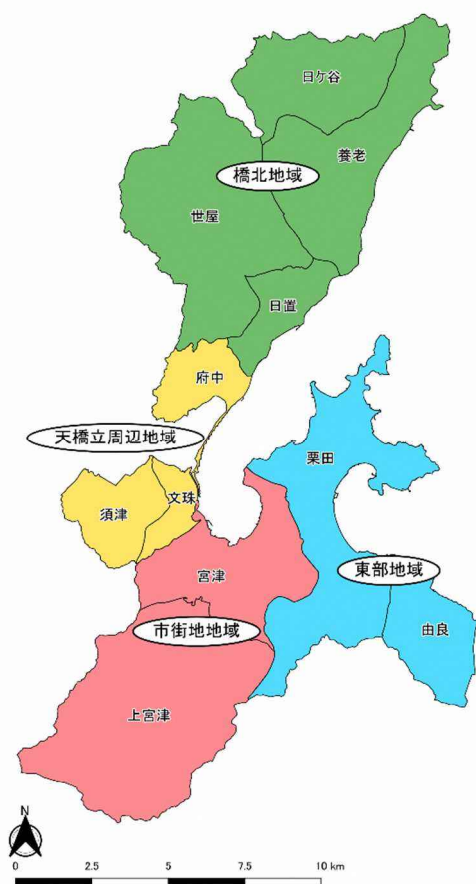
【橋北地域】

- 日置、世屋、養老、日ヶ谷の各地区は、地形的に中山間地として同様の地勢条件下にあります。日置地区には、用途指定が行われ、海岸にリゾートマンションが立地するなどリゾート地としての性格も持ちますが、大半は農村集落で形成されています。

【東部地域】

- 栗田地区と由良地区は日本海に面する地区であるとともに、海岸線に市街地が展開するなど土地利用状況が似通っています。

図 地域区分



第2節 地域別の現況

地域別の地形、土地利用状況、交通状況、法的規制、人口状況、産業状況は、以下の通りです。

1. 市街地地域

(1) 宮津地区

地形	○ 標高10m 以下の低地が、全体の4.1%を占めるが、その大半が大手川の周囲にまとまって平地を形成している ○ 宮津湾の湾奥部にある
土地利用状況	○ 全市の建物用地のうち、4 割近くが当該地区に集中しており、宮津市の中心市街地を形成している ○ 地区の約 5 %が建物用地となっている ○ 市街地は、宮津湾沿いに東西に形成されている
交通状況	○ 地区の広域幹線道路としては、国道176号と178号が東西に、主要地方道綾部大江宮津線が南北に連絡する ○ 国道178号、176号を主軸に、直交するように区画道路が市街地内に形成されている ○ 京都縦貫自動車道の全線開通で京都府南部からのアクセス改善 ○ 鉄道駅は京都丹後鉄道宮津駅・宮村駅
法的規制	○ 非線引都市計画区域 ○ 宮津湾周辺が商業系と工業系用途に、その周囲が住居系用途に指定されている ○ 西側山間部が国定公園に指定 ○ 景観計画区域（市街地ゾーン、幹線道路沿道ゾーン）
人口状況	○ 全市人口の半数近く（約49%）を占める ○ 人口、世帯数共に減少（平成29年までの5年間 - 734人（- 7.5%）、- 74世帯（- 1.7%））
産業状況	○ 全市の事業所の半数以上が市街地にある

(2) 上宮津地区

地形	○ 大半が山地となっており、市内でもっとも高い大江山（763m）を擁する
土地利用状況	○ 平地の大半は農地として利用されており、集落が点在する
交通状況	○ 京都縦貫自動車道の全線開通で京都府南部からのアクセス改善 ○ 鉄道駅は京都丹後鉄道辛皮駅、喜多駅 ○ 令和2年4月から、地域の皆さんの協力により、公共交通空白地有償運送を実施
法的規制	○ 非線引都市計画区域 ○ 地区内に農振農用地の指定あり ○ エリア北端の用地等に住居系の用途が指定されている ○ 山間部が国定公園に指定
人口状況	○ 全市人口の6.0%を占める ○ 人口、世帯共に減少（平成29年までの5年間 - 155人（- 12.4%）、- 30世帯（- 5.3%））
産業状況	○ 全市農家数の1割を占める

2. 天橋立周辺地域

地形	○ 地域全体の1割以上が標高5m未満と比較的標高が低く、府中と須津にまとまった平地がみられる ○ 地域の中央には、特別名勝の天橋立があり、それにより閉鎖性水域阿蘇海が形成されている
土地利用状況	○ 全市の建物用地のうち、当地域は約2割を占めている ○ 本市の中央部に、与謝野町が挟まれるように位置するが、本市の須津の市街地と連たんしている
交通状況	○ 地域の広域幹線道路の国道176号は、須津で別れ福知山方面をむすび、国道178号が、橋北地域をむすぶ ○ 京都縦貫自動車道の全線開通で京都府南部からのアクセス改善 ○ 山陰近畿自動車道与謝天橋立 IC 開業 ○ 鉄道駅は京都丹後鉄道天橋立駅・岩滝口駅
法的規制	○ 非線引都市計画区域 ○ 天橋立両端の市街地部分に商業系と住居系の用途が指定されている ○ 天橋立両岸部を中心に、海域と山間部等が国定公園に指定 ○ 景観計画区域（俯瞰景観重点ゾーン他）
人口状況	○ 全市人口の18.4%を占める ○ 人口、世帯共に減少（平成29年までの5年間 -298人(-8.1%)、-12世帯(-0.8%)）
産業状況	○ 天橋立を中心に、観光サービス系の産業が立地

3. 橋北地域

地形	○ 地域全体の3/4が標高100m以上で、ほとんど中山間地域となっており、600m級の山々が連なる ○ 丹後半島の根元にあたる ○ 地域の東は、南北にゆるやかな海岸線が続くが、山地が迫っており、平地は日置地区に集中している
土地利用状況	○ 全市の建物用地のうち、当地域は約2割を占めており、日置に一部集中しているものの、そのほとんどが、中山間地に分散している ○ 地域の8割以上が山林で、建物用地は地域全体の2%程度となっている ○ 日置の海岸部にはリゾートマンション8棟が建設されている
交通状況	○ 京都縦貫自動車道の全線開通で京都府南部からのアクセス改善 ○ 地域の広域幹線道路は、国道178号が南北に連絡する ○ 令和2年4月から、地域の皆さんの協力により、公共交通空白地有償運送を実施
法的規制	○ 非線引都市計画区域 ○ 日置地区の集落を形成しているエリアに、住居系用途が指定されている ○ 地区内に農振農用地の指定あり ○ 日置地区のみ景観計画区域（市街地ゾーン、幹線道路沿道ゾーン）
人口状況	○ 全市人口の10.2%を占める ○ 人口、世帯共に減少（平成29年までの5年間 -256人(-12.0%)、-58世帯(-6.0%)）
産業状況	○ 全市の農家数の約1/3を占める ○ 全市の漁業従事者数の約4割を占め、3t以上の漁船を所有する割合も高い

4. 東部地域

地形	○ 標高10m以下が、全体の9.7%あるが、そのほとんどが、海岸線近くに細く形成されている ○ 比較的まとまった平地は栗田湾と由良川河口付近のみにみられる ○ 地域の北部は、半島を形成しており、入り組んだリアス式海岸となっている
土地利用状況	○ 全市の建物用地のうち、当地域は約2割を占め、栗田湾岸部と由良川河口の低地に集中している ○ 半島の大半は、山林となっているが、一部、エネルギー基地として利用されている
交通状況	○ 地域の広域幹線道路としては、国道178号が由良、栗田地区を周辺と連絡している ○ 鉄道駅は、京都丹後鉄道丹後由良駅、栗田駅 ○ 地域の皆さんと公共交通空白地有償運送を検討中
法的規制	○ 非線引都市計画区域 ○ 用途指定はなし ○ 地区内に農振農用地の指定あり ○ 沿岸及び栗田半島などが国定公園に指定
人口状況	○ 全市人口の16.2%を占める ○ 人口、世帯共に減少（平成29年までの5年間 -400人(-11.9%)、-17世帯(-1.2%)）
産業状況	○ 全市の農家数の約1/3を占める ○ 全市の漁業従事者数の約4割を占め、大型定置網と海面養殖等を行っている

第3節 地域別の特徴

1. 市街地地域

(1) 宮津地区

- 「城下町」「港町」としての歴史的背景と文化を持つ地区

本地区は、かつては城下町、港町として栄え、今日の市街地基盤が築かれており、一部にはその名残があります。また、北前船の寄港地として栄えた歴史から、平成 29 年には日本遺産の認定を受けています。

今後は、天橋立周辺の府中地区、文珠地区に引き続き、重要文化的景観の選定を目指していきます。

- 丹後観光の玄関口地区

本地区は、京都丹後鉄道により、福知山、舞鶴、豊岡方面を結ぶほか、国道 176 号、178 号、312 号が丹後地域各地をむすび、さらに、京都縦貫自動車道（綾部宮津道路）の開通により、丹後地域の京阪神都市圏からの玄関口、また、京都丹後鉄道宮津駅の周辺地区を中心に、丹後観光の広域観光情報・交通の拠点としての役割が期待されます。

平成 27 年には、観光交流センターの整備に合わせ、道の駅の登録も受けており、まちなか観光の拠点としても期待されます。

- 丹後地域の都市的サービス拠点地区

本地区は、丹後地域の中で、最大の都市的サービス機能が集積した地区であり、今後も丹後地域の都市的サービス拠点地区としての役割が期待されます。

(2) 上宮津地区

- 大江山連峰及び杉山山系の森林・レクリエーション地帯

宮津中心市街地の南部に展開する当地区は、西部の大江山連峰及び東部の杉山山系の広大な森林地帯となっており、スギ、ヒノキ等の育林を行なっている。また、しいたけ等の林産物や木炭・竹炭等の生産資源も擁しています。

また、大江山連峰及び杉山山系は、上宮津杉等の貴重な自然林を有し、格好の登山、ハイキング、レクリエーションの場となっており、登山、キャンプ、スキー等の愛好者が多数訪れています。

- 山間平地部に広がる田園地帯

大江山連峰、杉山山系の間には、南北に細長い田園地帯が広がっています。農業経営は水稻が中心ですが、一部に花きや山の芋等の生産が行われています。近年は、わさびの栽培にも取り組んでいます。

- 宮津中心市街地との連携が強化される地区

京都丹後鉄道により、福知山と宮津を結ぶルート上に当地区が位置し、2つの駅が設置されています。また、京都縦貫自動車道（綾部宮津道路）の整備に伴い、宮津地区に通じる幹線道路が整備されるなど、中心市街地との連携が強化されています。

2. 天橋立周辺地域

(1) 府中・文珠地区

- 「日本三景」の一つ「天橋立」を中心とする観光拠点地区

日本三景の一つにあげられる「天橋立」は、特別名勝に指定され、古くより多くの来訪者を迎えてきており、現在は年間約 300 万人の観光客を吸引しています。天橋立の南部の文珠地区と北部の府中地区には、ホテル、旅館、土産物店等が連なる観光街区が形成されています。

また、平成 25 年から取り組まれている、海の京都事業をきっかけに、外国人観光客の増加も見られます。

なお、平成 26 年には府中地区が、平成 27 年には文珠地区が重要文化的景観の選定を受けており、景観上の価値が高い地域です。

- 丹後地域の歴史文化の拠点地区

丹後地域は、古代日本の歴史以前に発展した地域として位置づけられており、「丹後王国論」を展開する著名な歴史学者もいます。

その丹後地域の中で、この地域には古代丹後の行政中心であった府中地区があり、古代以来の歴史的社寺や建造物等も多数存在し、古代の歴史ロマンをかき立てる丹後地域の拠点地区の一つとして位置づけられます。

(2) 須津地区

- 国道 176 号、178 号の交差する西の玄関口

須津地区は、国道 176 号と 178 号が交差し、市街地地域と橋北地域、丹後地域の各市町を連絡する位置にあります。また、平成 23 年 3 月に供用開始された山陰近畿自動車道の与謝天橋立 IC があり、交通の結節点となっています。

観光振興などにおいては、丹後地域の各市町との連携が必要と考えられ、観光関連の情報提供、発信などの役割が期待されます。

- 与謝野町と連たんする地域

須津地区は、本市の間に挟まれた与謝野町と連たんした地域となっており、市民同士の交流、連携が行われています。

3. 橋北地域

- 田園環境と山村環境が織りなす豊かな環境を持つ地域

宮津湾の西北部に展開する当地域は、広大な山村地域と田園地域が展開し、豊かな環境を持つ地域です。

- 豊かな環境の中に展開するリゾート地域

橋北地域は、その豊かな山村的・田園的環境を活かしてリゾート開発が進められてきていました。山間部の世屋高原では家族旅行村が整備され、日置地区、里波見地区では「丹後海と星の見える丘公園」が整備されており、また、宮津湾に面した田園的環境の一画には、リゾートマンション群が展開してきました。近年では、時代の変化に合わせて、グランピング施設が展開される傾向にあります。

地元住民を中心に、観光交流事業が進められており、定置網の体験などの取り組みが観光客の増加につながっているほか、地区内の家族旅行村でのそば打ちなどが新たな観光プログラムとして定着しています。

4. 東部地域

- 農業と漁業、海浜レクリエーションの複合地区

東部地域は、由良地区から栗田半島にかけて展開しており、海岸線のきれいな若狭湾に面しています。

農業と漁業を中心に、海水浴や釣りを中心とした観光需要に対応した複合地区として展開してきており、近年では、マリンスポーツの拠点として、都市部から多くの若者も訪れています。

- 京都北部の母なる川「由良川」の河口部に位置

東部地域の由良地区は、京都北部地域の母なる川「由良川」の河口部に位置しており、古くは由良川を活用した舟運とも関連して発展してきました。

このため、由良川中上流域の各地域との連携によるまちづくりも考えられる地区でもあります。

第 4 章

第 1 節 まちづくりの理念と目標	1
第 2 節 将来フレームの検討	5

第4章 将来目標の設定

第1節 まちづくりの理念と目標

【理念】

※新総合計画で将来像が決定し次第、修正すること。

夢と希望があふれ住み続けられる宮津の実現

目標 < 宮津市の目指す将来像（案） >

地域と共に創り・応援する、みんなが活躍できるまち みやづ

地域と共に創る 活躍できるまち みやづ

地域と共に創る 生き生きと暮らせるまち みやづ

みんながお互いに応援しあい、活躍するまち みやづ

みんなが取り組み みんなが応援する みんなで創るまち みやづ

【将来像の実現に向けた5つの視点】

市民協働

Society
5.0

S D G s

アフター
コロナ

健全な
行政運営

【重点プロジェクト】

若者が帰るまちづくり
プロジェクト

宮津らしさづくり
プロジェクト

【将来像の実現に向けた5つの柱】

基本方針

地域経済力が高まる
まちづくり

住みたい、
住み続けたい
まちづくり

安全・安心に
生活できる
まちづくり

健康で生き生きと
幸せに暮らせる
まちづくり

ふるさとを大切に
豊かな学びを深める
まちづくり

1. まちづくりの理念と目標

本市は、城下町として、また港町として栄え、「縞の財布を空にする」と謳われているように、かつては大いに賑わいを見せ、固有の地域文化を形成しています。

その後、港湾機能が舞鶴港に集中する中で宮津市の港湾都市としての地位の低下が進み、かつての繁栄は影を潜めてきました。

しかし、城下町・港町としての基盤や遺構等が残されており、日本海に面した雄大な自然環境や日本三景の一つ「天橋立」等を中心に、全国から年間約 300 万人の観光客を集めています。

今後のまちづくりに向けては、これらの歴史的背景や地域特性を生かしながら市民生活を豊かにしていくことを目指します。

一方、我が国では経済の低成長化、少子高齢化等が進む中、地方都市である本市は引き続き、急速な人口減少、少子高齢化の厳しい課題に直面しています。また、近年、頻発している異常気象による災害、世界規模で蔓延した新型コロナウイルス（COVID-19）など、これまでにはなかった新たな課題も増え続けています。

これらの課題を克服し、10 年先、20 年先も本市が持続していくためには、本市に愛着を持って住み続けてもらうことが重要であり、また、そのためにも、本市特有の魅力を活かした自律的で持続的な社会を創り上げていくことが重要となってきます。

このような背景や状況を踏まえて、「夢と希望があふれ住み続けられる宮津の実現」を理念としつつ、新総合計画の将来像を継承したまちづくりの目標像を設定します。

まちづくりの目標像

地域と共に創り・応援する、みんなが活躍できるまち みやづ(仮)

※新総合計画で将来像が決定し次第、修正すること。

2. まちづくりの基本方針

本マスタープランでは、新総合計画の将来像に実現に向けた5つの柱を、まちづくりの基本方針として以下のように設定します。

○ 地域経済力が高まるまちづくり

本市の基幹産業は、大正時代から力を入れている観光産業であり、地域経済力にも大きく影響しています。都市計画においても、「観光・交流都市」づくりを意識し、時代のニーズ、地域のニーズを踏まえたまちづくりを進めます。

また、観光・交流都市として、魅力となる部分について、後世まで継承していけるように、守り育てていきます。

○ 住みたい、住み続けたいまちづくり

これまでに整備してきた公共施設などの都市機能や都市基盤について、有効に活用しながら、長寿命化を進めるなど効率的な経営に努めます。

また、安全・安心な住環境を維持するため、必要に応じて土地利用制度を活用していきます。

○ 安全・安心に生活できるまちづくり

誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域特性を踏まえ、災害に強い都市基盤の整備に努め、近年、頻発している異常気象による災害など、これまでにはなかった新たな課題にも柔軟に対応するように努めます。

また、災害リスクの高い地域には、住居を誘導しない土地利用に取り組んでいきます。

○ 健康で生き生きと幸せに暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らし続けることができるよう、公共施設などの都市機能や都市基盤については、ユニバーサルデザインの考えを原則とし、バリアフリー化に取り組んでいきます。

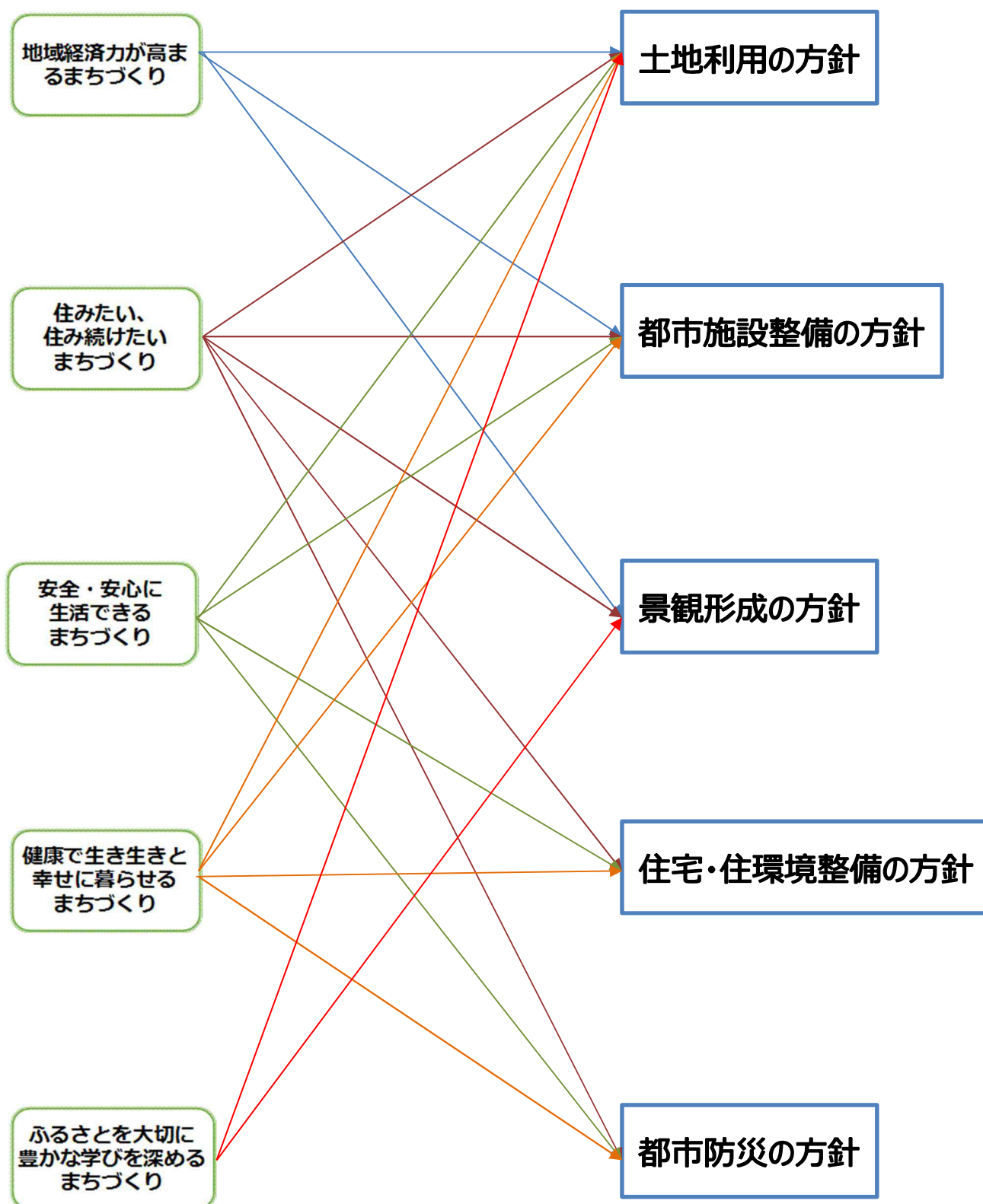
○ ふるさとを大切に豊かな学びを深めるまちづくり

本市には、日本三景天橋立、大江山、世屋高原など美しい自然や、重要文化財・旧三上家住宅、現役日本最古の教会・カトリック宮津教会など、観光資源や地域資源といった宝溢れる豊穡の地です。これらの宝を後世まで継承していけるように、守り育てていくことに取り組んでいきます。

また、学びを深める環境について、土地利用制度の有効な活用を検討していきます。

まちづくりの目標像、まちづくりの基本方針を実現するためには、行政によるまちづくりはもちろんのこと、市民一人ひとりが、まちづくりへの意識と自覚をもち、まちづくりに積極的に参加し協力することが必要です。そのため、これからのまちづくりを進めるために、市民や事業者が楽しみながら、まちづくりに参加し、ともにまちを創っていくため、様々な場での参加の機会や、自立的なまちづくりの支援などの仕掛けづくりを展開することとします。

基本方針と本マスタープランの関連性



第2節 将来フレームの検討

※新総合計画もしくは新人口ビジョン、目標値が決定し次第、修正すること。

1. 定住人口

新総合計画（新人口ビジョン）においては、2030年（令和12年）の定住人口を、15,000人と設定しています。

本マスタープランにおいても、目標年次を2030年（令和12年）としていますので、総合計画における考え方を踏まえ設定します。なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計値は13,664人となっています。

定住人口設定の考え方

- ・少子化、人口減少のなかで、将来に向けて活力を維持発展させていくという観点から、定住人口現状の確保の設定とします。

2. 昼間人口

新総合計画（新人口ビジョン）では位置づけられていませんが、府内でも高水準であり、関係人口の創出に取り組む本市として、今後も注視する必要があるため、目標設定します。本マスタープランにおいては、2030年（令和12年）における昼間人口を16,000人と設定します。

昼間人口設定の考え方

- ・産業等都市活動の尺度となる昼間人口（宮津市で勤める人、就学する人、活動する人）は、関係人口にも影響する人口であり、引き続き維持する必要があります。
- ・生活圈、経済圏の広がりの中で、近隣市町との連携を深め、宮津市の中核性を高めていくという観点から、流入超過を維持する設定とします。

$$\text{昼間人口} = \text{夜間人口（常住している人口）} - \text{流出人口} + \text{流入人口}$$

3. 交流人口

新総合計画（新人口ビジョン）においては、2030 年（令和 12 年）の交流人口を、310 万人と設定しています。

本マスタープランにおいては、総合計画における考え方を踏まえ、2030 年（令和 12 年）における目標人口を 310 万人と設定します。

交流人口設定の考え方

- ・広域的な交流活動の尺度となる交流人口（観光などで宮津市を訪れる人）は、近年増加傾向で推移しています。
- ・観光を中心とした集客交流で地域の活力を創出していくという観点から、交流人口は増加設定とします。